

学 生 便 覧

2021 年度

必ず履修手続きを行って下さい。

提出物

1. 学修計画書

提出期限

医科学コース 4月22日(木)

公衆衛生コース 4月5日(月)

提出先

医学部・医学系研究科学務課大学院係

名古屋大学大学院医学系研究科

修士課程医科学専攻

医学系研究科における教育の基本方針及び教育目標

大学院教育の基本方針

科学的論理性と倫理性・人間性に富み、豊かな創造力・独創性と使命感を持って医学研究および医療を推進する人を育てます。

The Graduate School of Medicine seeks to develop individuals who can use their knowledge of science and gifts in logic, morality and humanity to promote medical research and healthcare with their rich creativity and sense of mission.

教育目標

- ・科学的論理性 Scientific rationality
- ・創造力（独創性） Creativity (Originality)
- ・倫理性 Medical ethics

修士課程医科学専攻における目的

医科学専攻は、医学科、歯学科及び獣医学科以外の学部を卒業した者で、理・工学等の分野と医学を有機的かつ科学的に探求しようとする学生に対して、モデルコースを設定の上、広く医学の基礎及びその応用法を教授し、「多様な先端諸科学の基礎と医学」を修得した教育者、先端的研究者並びに臨床医学、労働衛生、スポーツ医科学及び医療（臨床）薬学等の分野で高度な専門的知識を持って活躍できる技術者の人材育成を目的とする。

参考

学位授与の方針

名古屋大学は、教育研究の理念及び通則に定めた教育の目的に基づく各研究科の目標と基準にそって、学力及び資質・能力等の修了資格を満たし、かつ所定の期間在学した者に、修了を認定し、学位を授けます。

教育課程編成・実施の方針

名古屋大学は、未来を切り拓く「主体的な創造心」、「立ち向かう探究心」、こうした心を醸成する「豊かな人間性」を育むため、総合大学の特色を活かした教育課程を体系的に編成します。

多様な授業形態の組合せによる教育課程の展開と自律的な学修の促進を図り、学術分野の特徴を活かした、教育実践及び研究指導を適切に実施します。

名古屋大学ホームページ 大学院教育の基本方針より
<http://www.nagoya-u.ac.jp/admission/gs-exam/policy/>

歓迎の辞

名古屋大学大学院 医学系研究科
修士課程医科学専攻 運営委員会委員長

修士課程医科学専攻へのご入学おめでとうございます。これからの医学の発展には、皆様のように医学以外の分野で学問を修められた方々の力が不可欠になってまいりました。皆様が私達と一緒に未来の医学の発展に寄与されることを大変心強く思っています。

医学の目的は、健康という側面から人類の平和で豊かな生活の実現に貢献することです。医学部の使命は、この目的を実現するために、医学・医療の発展と人材育成に寄与することです。また附属病院においては、これらの成果を実践に役立ててきました。その意味で、医学部は学問と実践が一体化した特別な場所ということが出来ます。

最近のゲノム科学（ゲノミクス）の進歩によって、基礎生命科学の成果が直接医療の現場で役に立つ場面が増えています。例えば SNP（single nucleotide polymorphism）解析による個人のゲノム情報に基づいて、その人に最適の医療が可能になるテーラーメイド医療の実現も目前に迫っています。多くを経験と直感に頼っていた医療が、科学的事実に基づいて実践される時代に入ってきたのです。しかしながら、医療が本当に科学に基づくもの（EBM、evidence based medicine）になるためには、ゲノム科学だけでは不十分です。遺伝子の産物である蛋白質が生きた細胞の中でどのような相互作用（ネットワーク）を介して、機能を発揮するのか、あるいは、生活習慣のような後天的要因がどのように遺伝子の発現や蛋白質の機能に関与するのかなど、解くべき問題は山積しています。EBMを実現するには、これまで以上に広範な生命科学の成果を取り入れる必要があるのです。一方、遺伝子診断や遺伝子治療だけが先端医療のすべてではありません。画像診断、マイクロサージェリー、臓器移植、再生医療、DDS（drug delivery system）、ゲノム創薬など、先端の科学技術の成果を取り入れた診断・治療技術も目覚ましい進歩を遂げつつあります。その反面、遺伝子診断や臓器移植におけるプライバシーの保護や生命倫理的問題、あるいは高齢化社会への移行に伴う、高齢者の QOL（quality of life）など、これまで以上に医療と人権・家族・社会の関係に根ざす複雑な問題が増加しています。いまや医学は、理学、工学、薬学、農学、あるいは人文科学との有機的連携なしには完結し得ない総合科学になってきました。ここに、皆様のように多彩な背景を持ち、かつ医学に興味を抱いている若人の活躍の場があります。

大学院は、4年間の大学生活の経験をもとに自らの将来設計を見据えて能動的・積極的に学ぶ場所と心得てください。我々は、最低限のメニューを用意しますが、そこから先は、まさにあなた方のやる気にかかっています。研究課題や研究指導の方針は、所属する研究室によって様々に異なります。必ずしも皆さんが思っているような課題や指導にめぐり合えるとは限りません。そのために、本課程では、最初の数ヶ月は特定の研究室には所属せずに、その間に医学の基礎知識を身につけながら、自分に最も適した研究室を探していただくプログラムになっています。当研究科は、幅広い研究機関と連携をしておりますので、内部で適切な場所が見つからない場合には、他機関での研究も可能です。遠慮なく相談してください。皆様が有意義な2年間を過ごされ、その成果を更に発展させるべく博士課程に進学されて、有能な研究者、教育者、技術者として社会に巣立っていかれることを心より念じております。

目 次

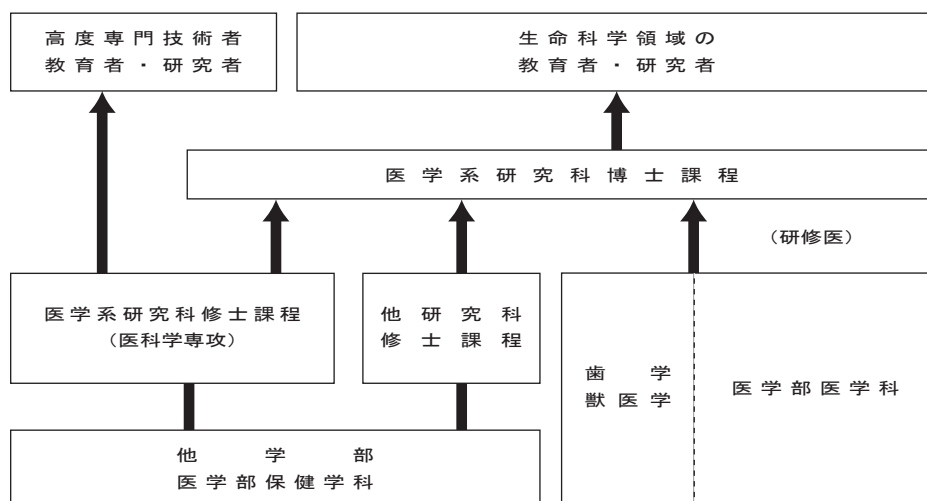
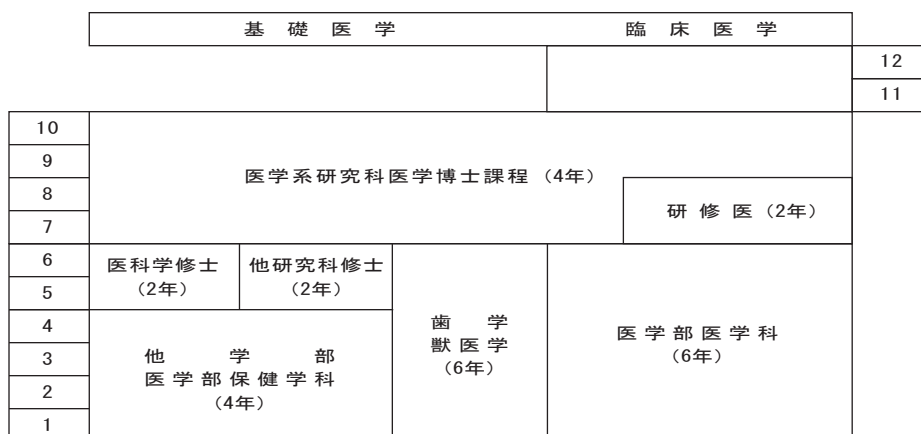
| | |
|---------------------------|-----|
| 歓迎の辞 | 1 |
| 大学院医学系研究科修士課程医科学専攻の概要 | 3 |
| I. 履修ガイド（医科学コース） | |
| 1. 履修手続きについて | 7 |
| 2. 授業科目の講義等の内容 | 9 |
| 3. 学修計画書 | 11 |
| II. 履修ガイド（公衆衛生コース） | |
| 1. 履修手続きについて | 19 |
| 2. 学修計画書 | 21 |
| III. 研究倫理について | 31 |
| IV. 修士の学位論文について | 35 |
| V. キャンパスライフ | |
| 1. 各種証明書及び学割証等 | 41 |
| 2. 各種諸手続等 | 42 |
| 3. 各種奨学金及び授業料免除等 | 43 |
| 4. 学生教育研究災害傷害保険 | 45 |
| 5. 定期健康診断等 | 46 |
| 6. 就職 | 47 |
| 7. 本学から給与・謝金・旅費を受給する際の注意 | 48 |
| 8. 医学部内共通研究施設 | |
| アイソトープ総合センター分館 | 50 |
| 附属医学教育研究支援センター実験動物部門 | 51 |
| 附属医学教育研究支援センター分析機器部門 | 52 |
| 医学部図書館利用案内 2021 年度 | 55 |
| VI. 規程・その他 | |
| 1. 名古屋大学大学院通則 | 61 |
| 2. 名古屋大学学位規程 | 86 |
| 3. 名古屋大学大学院医学系研究科規程 | 93 |
| 4. 大学院医学系研究科機構図 | 102 |
| 5. 科目担当教員連絡先一覧 | 107 |

大学院医学系研究科修士課程医科学専攻の概要

遺伝子治療や臓器移植、あるいは核磁気共鳴映像 (MRI) に代表されるような現代の医学と医療の急速な展開は、分子生物学、免疫学、あるいはエレクトロニクスなどの広範な科学や技術の発展の上に成立している。先端諸科学の成果が直接医療に結びつく時代になってきたのである。このことは、現代の医学が、経験重視の科学から理論に立脚した科学への発展段階にあることを示しており、この傾向がますます加速されることに疑いの余地はない。さらに、臨床薬剤師、移植コーディネーターなどの新しいエキスパートが生まれ、また、医学の基礎知識のある高度な技術者がバイオインダストリーにおいて要請されている。21世紀の医学を支えるには関連諸科学と医学の基本を身に付けた人材の育成が極めて重要かつ緊急の課題となっている。

本医科学専攻修士課程では、医学科、歯学科、獣医学科以外の学科で多様な専門分野を学んだ学生に対して、広く医学の基礎およびその応用法を体系的かつ集中的に教育し、将来医学の先端的な研究推進に貢献しうる研究者・教育者を養成することを主たる使命とするとともに、臨床医学、労働衛生、スポーツ医科学、臨床薬学、医療事業組織マネジメント等の方面で専門的な学識を持って活躍できる人材の養成に資することを目的とする。

大学院医学系研究科修士課程 医科学専攻の入学から修了までの概念図



I . 履修ガイド（医科学コース）

履修手続きについて

入学者は、「学修計画書」を作成の上、**4月22日(木)までに大学院係に提出**してください。なお、学修計画書を作成する際には、以下のことに留意してください。

- ・医学系研究科の授業科目の区分、修了するのに必要な単位数について

修士課程教育課程表

| 区分 | 授業科目 | 授業形態 | 単位数 | 開講時期 | | | |
|--------|---------|-------|-----|------|----|-----|----|
| | | | | 1年次 | | 2年次 | |
| | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 |
| 必修科目 | 人体形態学 | 講義 | 2単位 | ○ | | | |
| | 人体機能学 | 講義 | 2単位 | ○ | | | |
| | 病理病態学 | 講義 | 2単位 | ○ | | | |
| | 社会医学 | 講義 | 2単位 | ○ | | | |
| | 臨床医学概論 | 講義 | 2単位 | ○ | | | |
| | 医科学セミナー | 演習 | 8単位 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 医科学実験研究 | 実験・実習 | 8単位 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 医科学講義 | 講義 | 2単位 | | ○ | ○ | ○ |
| 医学基礎実習 | 実験・実習 | 2単位 | ○ | ○ | ○ | ○ | |

- ① 人体形態学、人体機能学、病理病態学、社会医学、臨床医学概論について

上記5科目は、4月から2か月間の間に集中して行います。時間割については、別に通知します。

- ② 医科学セミナー・医科学実験研究について

医科学セミナー・医科学実験研究の2科目は、学生配属先の研究室で、基礎的な研究方法と個々の学生の研究課題に即した実験・実習を行います。

(注) 各授業科目の単位の計算基準は、下記により取り扱います。

1. 講義および演習は毎週1週間15週をもって1単位とする。
2. 実験・演習は毎週2時間15週をもって1単位とする。

- ③ 医学基礎実習について

医学基礎実習の各授業は、1・2年次生を対象に行います。各科目は、博士課程の授業科目「基盤医科学実習(ベーシックトレーニング)」の中で行います。履修は、基盤医科学実習の各コースから、研究課題に応じたコースを4コース・2単位以上(1コース0.5単位)を各実験手法コース群(遺伝子操作実験法、細胞機能の解析法、形態観察実験法、動物実

験研究法、Bioinformatics 研究法、分子解析研究法、その他)のうち 2 群以上にわたって履修してください。必ず、基盤医科学実習 修士課程学生向け実験手法コース群一覧を確認の上、受講コースの組み合わせに留意してください。

(注) 同じコースの 2 回以上の履修は修了要件となりません。

基盤医科学実習 (ベーシックトレーニング)

○申込み・受講方法

各コースの履修にあたっては、医学系研究科ホームページ(HP トップ→大学院教育→授業案内「ベーシックトレーニング」)を参照の上、以下の指定期間中に、ウェブ申込みを行ってください。

履修申込期間 春学期分 4 月 1 日～4 月 30 日

履修申込期間 秋学期分 8 月 1 日～8 月 31 日

上記履修申込期間にしか、履修申込みはできませんので、ご注意ください。

申込みは、春学期、秋学期、それぞれ 4 コース(年 8 コース)上限です。

各コース履修後は、必ず、ウェブアンケートに回答してください。

④ 医科学講義について

医科学講義(学部の授業)の各科目は、高度な基礎・臨床医学の授業を行います。履修方法は指導教員と相談の上、研究課題に応じた科目を原則 2 コース選択し履修してください。各コース 8 回以上を受講すること。なお、各授業科目の内容・日程は、学部シラバスを参照ください。

「学修計画書」を作成の際には、2021 年度医科学講義担当教員一覧の総括責任者の認印を受けてください。

⑤ コースナンバリング

本学ではカリキュラムの体系性を明示し、海外大学との単位互換等において、どの学年、もしくはどのレベルの科目かなど、授業科目の位置付けを明確にすることで、カリキュラムの国際通用性を高めるために全ての授業科目に 10 桁の英数字を付しています。

医学系研究科医科学専攻における授業科目のコースナンバリングは次のとおりです。

人体形態学……MED-LC-5-001-E
 人体機能学……MED-LC-5-002-E
 病理病態学……MED-LC-5-003-E
 社会医学……MED-LC-5-004-E
 臨床医学概論…MED-LC-5-005-E

医科学セミナー……MED-SE-6-001-B
 医科学実験研究……MED-ER-6-001-B
 医科学講義……MED-LC-6-001-B
 医学基礎実習……MED-BT-6-001-B

授業科目の講義等の内容

| 授業科目名 | 講義等の内容 |
|---------|--|
| 人体形態学 | 人体の正常な構造に関する知識を与えるとともに、医科学者として必要な観察眼を養成し、生体構造の精妙さと生命の尊さについて教示する。 |
| 人体機能学 | 人体の正常な機能についての生理学、生化学、分子生物学に加えて、脳神経学、薬理学の基礎知識を与え、人体の生命科学の基本について教示する。 |
| 病理病態学 | 病理学、感染症学、腫瘍病理学、免疫学、生態防御学の基礎知識を与えて病気の生態防御機構の基礎概念及び診断治療の原理について教示する。 |
| 社会医学 | 公衆衛生学、衛生学、予防医学、法医学、国際保健医療学に加え、加齢医学、臓器移植学、生命倫理学、健康増進医学の基礎知識を与え、社会と医学の望ましいかかわり方について教示する。 |
| 臨床医学概論 | 内科、外科、小児科等の代表的な臨床医学の基礎的知識を与えるとともに、診療の基本的あり方について教示する。 |
| 医科学セミナー | 指導教員の所属する研究室のゼミに参加して、原著論文の解読法と基礎的な研究法等を修得させる。 |
| 医科学実験研究 | 教員の指導の下に、研究課題に即して実験・実習を行った上、修士論文を完成させる。 |

※各授業科目については必ず HP を確認して下さい。

記入例

2021 年 月 日

医学系研究科長 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

大学院医学系研究科修士課程医科学専攻入学者「学修計画書」

| 研究課題 | | 指導教授 | 氏名 | | 印 | |
|------------------|------------------|---------|----------------------------|---------------------|-----|--------------|
| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 区分 | 受講希望 コース No | 単位数 | 総括担当 教員認印 |
| 履 修 科 目 | 必 修 科 目 | 人体形態学 | 医 学 講 義 | 5 生体の機能 Ⅱ | 2 | / |
| | | 人体機能学 | | 9 生物の化学 (遺伝と遺伝子) | | |
| | | 病理病態学 | | | | |
| | | 社会医学 | 医 学 基 礎 実 習 | 4 (分子解析研究 法) | 2 | |
| | | 臨床医学概論 | | 7 (形態観察実験 法) | | |
| | | 医科学セミナー | | 8 (細胞機能の解 析法) | | |
| | | 医科学実験研究 | | 11 (細胞機能の 解析法) | | |
| 計 | 26 | 計 | | | | |

注意事項

- ① 必ず指導教授と相談の上、履修科目を決め、各授業担当教員の承認印を得て、4月22日(木)までに大学院係に提出してください。
- ② 「医科学講義」及び「医学基礎実習」の科目のうちから、それぞれ2単位以上修得しなければなりません。「医学基礎実習」については、基盤医科学実習 修士課程学生向け実験手法コース群一覧を確認の上、受講コースに留意してください。

2021年 月 日

医学系研究科長 殿

学生番号 _____

氏 名 _____

大学院医学系研究科修士課程医科学専攻入学者「学修計画書」

| | | 指導教授 | 氏名 | | | 印 | | |
|------------------|------------------|---------|------------------|----------------------------|-----|--------------|--|--|
| 研究課題 | | | | | | | | |
| 区分 | 授 業 科 目 | 単位数 | 区分 | 受講希望 コース No | 単位数 | 総括担当 教員認印 | | |
| 履 修 科 目 | 必 修 科 目 | 人体形態学 | 医 学 講 義 | | 2 | | | |
| | | 人体機能学 | | | | | | |
| | | 病理病態学 | | | | | | |
| | | 社会医学 | 必 修 科 目 | 医 学 基 礎 実 習 | () | 2 | | |
| | | 臨床医学概論 | | | () | | | |
| | | 医科学セミナー | | | () | | | |
| | | 医科学実験研究 | | | () | | | |
| | | 計 | 26 | 計 | | | | |

注意事項

- ① 必ず指導教授と相談の上、履修科目を決め、各授業担当教員の承認印を得て、4月22日（木）までに大学院係に提出してください。
- ② 「医科学講義」及び「医学基礎実習」の科目のうちから、それぞれ2単位以上修得しなければなりません。「医学基礎実習」については、基盤医科学実習 修士課程学生向け実験手法コース群一覧を確認の上、受講コースに留意してください。

医学系研究科修士課程医科学専攻

医科学講義 出席簿①

選択コース No. _____ コース名 _____

学生番号 _____ 氏名 _____

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、**8回以上を受講**するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後、出席簿①および②をあわせて速やかに大学院係に提出してください。

医学系研究科修士課程医科学専攻

医科学講義 出席簿②

選択コース No. _____ コース名 _____

学生番号 _____ 氏名 _____

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、**8回以上を受講**するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後、出席簿①および②をあわせて速やかに大学院係に提出してください。

Ⅱ．履修ガイド（公衆衛生コース）

履修手続きについて

公衆衛生コース入学者は、指導教授と相談し、別紙「学修計画書(公衆衛生コース)」(学生便覧 P21)を作成の上、**4月5日(月)までに大学院係に提出**してください。なお、学修計画書を作成する際には、以下のことに留意してください。

記

・医学系研究科の授業科目の区分、修了するのに必要な単位数について

① 必修科目 18 単位について

「社会医学」は、4月から約3か月間の間、毎週木曜午前に開講します。

「医科学セミナー」および「医科学実験研究」は、所属する研究室で、基礎的な研究方法と個々の学生の研究課題に即した実験・実習を行います。

(注) 各授業科目の単位の計算基準は、以下により取り扱います。

1. 講義および演習は毎週1時間 15 週をもって1単位とする。
2. 実験・実習は毎週 2 時間 15 週をもって 1 単位とする。

② 選択必修科目(4つの各領域から2単位)について

「疫学・生物統計学」領域から2単位以上、「保健医療政策・管理学」領域から2単位以上、「環境保健科学」領域から2単位以上、「社会・行動科学」領域から2単位以上を修得する必要があります。

③ 共通 4 単位について

必修科目 18 単位、選択必修科目 8 単位(4領域から各 2 単位)以外に、4 単位を選択科目または選択必修科目から修得する。②で1つの領域から 2 単位を超えて修得した単位は、本単位として認定することができる。

④ 選択科目について

「人体形態学、人体機能学、病理病態学、臨床医学概論」の 4 科目は、4 月から約 3 か月間
の間に集中して開講されます。時間割については、別に通知します。

「医科学講義(学部の授業)」の各科目は、高度な基礎・臨床医学の授業を行います。履修方法は指導教員と相談の上、研究課題に応じた科目を原則 2 コース
選択し履修してください。各コース 8 回以上を受講すること。なお、各授業科目の内容・日程は、
学部シラバスを参照ください。

修士課程公衆衛生コース教育課程表

| 区分 | 領域 | 授業科目 | 授業形態 | 単位数 | 使用言語 (英語) | コースナンバリング | |
|---|---|--|--|-------|--------------|----------------|----------------|
| 必修科目 Compulsory Courses | | 社会医学 | Social Life Science | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-5-004-E |
| | | 医科学セミナー | Seminar on Medical Science | 演習 | 8単位 | ○ | MED-SE-6-001-B |
| | | 医科学実験研究 | Experimental Research on Medical Science | 実験・実習 | 8単位 | ○ | MED-ER-6-001-B |
| 選択必修科目 Compulsory Elective Courses | 疫学・生物統計学 Epidemiology and Biostatistics | 予防医学概論 | Preventive Medicine | 講義 | 1単位 | | MED-LC-5-501-J |
| | | 統計解析実習 | Practice of Basic Statistical Analysis | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-502-B |
| | | 医学統計実習 | Practice of Statistical Methods in Medical Research | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-503-B |
| | | 疫学 | Epidemiology | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-408-E |
| | | 生物統計学 | Biostatistics | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-409-E |
| | | 疫学研究方法概論 | Research Methods for Epidemiology and Health Science | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-504-J |
| | | 臨床統計学・レギュラトリーサイエンス | Clinical Biostatistics and Regulatory Science | 講義 | 1単位 | ○ | MED-LC-6-505-B |
| | 応用統計解析実習 | Advanced Statistical Analysis | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-506-B | |
| | 保健医療政策・管理学 Health Care Policy and Management | 公衆衛生・国際保健概論 | Public Health and Health Systems | 講義 | 1単位 | | MED-LC-5-507-J |
| | | 法医学概論 | Legal Medicine | 講義 | 1単位 | | MED-LC-5-508-J |
| | | 医療行政基礎実習 | Practice of Health Care Administration | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-509-B |
| | | 医療機関と医療職 | Healthcare Service Facilities and Professionals | 講義 | 2単位 | ◎ | MED-LC-5-401-E |
| | | 健康に関する行政法規 | Administrative Regulations for Health | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-402-E |
| | | 健康保険と医療経済 | Health Insurance and Economics | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-403-E |
| | | 病院管理学 | Hospital Administration | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-404-E |
| | | 地域保健学・国際保健医療学 | Community Health and International Health | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-406-E |
| | | 医事法制 | Medical Law | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-410-E |
| | | 保健医療システム概論 | Introduction to Health Care System | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-510-J |
| | 総合保健計画学特論 | Advanced Topics on Total Health Planning | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-511-J | |
| | 総合保健計画学実践論 | Practical Topics on Total Health Planning | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-512-J | |
| | 環境保健科学 Environmental Health Sciences | 環境衛生学概論 | Environmental Health Science | 講義 | 1単位 | | MED-LC-5-513-J |
| | | 生体組織のメタロミクス解析実習 | Practice of Metallomics Analysis of Biological Tissues | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-514-B |
| | | 神経機能解析実習 | Practice of Analysis of Sensory Neural Functions | 実験・実習 | 0.5単位 | ○ | MED-BT-6-515-B |
| | | 労働・環境衛生学 | Occupational and Environmental Health | 講義 | 1単位 | ◎ | MED-LC-5-407-E |
| | | 応用環境労働衛生学 | Advanced Occupational and Environmental Health Science | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-6-516-B |
| | | 環境リスク評価管理特論 | Environmental Risk Assessment and Management | 講義 | 1単位 | ○ | MED-LC-6-517-J |
| | 社会・行動科学 Social Science and Behavioral Science | 質的解析法実習 | Practice of Qualitative Analysis through KJ Methods | 実験・実習 | 0.5単位 | | MED-BT-6-518-J |
| | | 精神健康医学実習 | Practice of Psychopathology and Psychotherapy | 実験・実習 | 0.5単位 | | MED-BT-6-519-J |
| | | 生命倫理学 | Bioethics | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-520-J |
| | | 行動科学・医療社会人類学特論 | Behavioral Science and Medical Anthropology | 講義 | 1単位 | ○ | MED-LC-6-521-B |
| 質的研究・質的分析の方法 | | Methods in Qualitative Research and Analysis | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-6-522-B | |
| 医学倫理特論 | | Ethics in Health Science | 講義 | 0.5単位 | | MED-LC-6-523-J | |
| 選択科目 Compulsory Elective Courses | 共通科目 Common Courses | 人体形態学 | Morphological Sciences of the Human | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-5-001-E |
| | | 人体機能学 | Physiology of Human Body | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-5-002-E |
| | | 病理病態学 | Molecular Pathology | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-5-003-E |
| | | 臨床医学概論 | Introduction to Clinical Medicine | 講義 | 2単位 | ○ | MED-LC-5-005-E |
| | | 医科学講義 | Medical Science | 講義 | 2単位 | | MED-LC-6-001-B |
| | | 医学基礎実習 | Basic Training for Medical Science | 実験・実習 | 2単位 | | MED-BT-6-001-B |

(注)「使用言語(英語)」欄は、◎は原則英語のみ使用、○は英語・日本語両方併用です。

年 月 日
Year Month Day

医学系研究科長 殿

To Dean, Graduate School of Medicine

学生番号 Student ID number

氏 名 Name

大学院医学系研究科修士課程医科学専攻入学者「学修計画書（公衆衛生コース）」
Nagoya University Graduate School of Medicine "Study Plan(Public Health Course)"

| | 指導教授 Name of Supervisor | 印 Seal | | |
|---|---|---|-----|--|
| 研究課題 Research theme | | | | |
| 区分 | 領域 | 授業科目 | 単位数 | |
| 必修科目 Compulsory Courses | | 社会医学 Social Life Science | 2 | |
| | | 医科学セミナー Seminar on medical Science | 8 | |
| | | 医科学実験研究 Experimental Research on Medical Science | 8 | |
| 選択科目 Compulsory Elective Courses | 疫学・生物統計学 Epidemiology and Biostatistics | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 保健医療政策・管理学 Health Care Policy and Management | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 環境保健科学 Environmental Health Sciences | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 社会・行動科学 Social Science and Behavioral Science | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 共通科目 Common Courses | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 Total | | | | |

注意事項

必ず指導教授と相談の上、履修科目を決め、各授業担当教員の承認印を得て、4月5日（月）までに大学院係に提出してください。

*Fill in the form, ask the supervisor in charge of the subject to stamp the relevant box to confirm that they accept you, and submit the plan to the Student Affairs Division by April 5(Mon). (Please make a copy of this form for your file before submitting it.)

医学系研究科修士課程医科学専攻（公衆衛生コース）

予防医学概論（疫学と予防医学）出席簿

学生番号：

氏名：

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |
| 11 | 年 月 日 | 限 | | |
| 12 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、8回以上を受講するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内の当該科目のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後は、本出席簿を速やかに大学院係に提出してください。

医学系研究科修士課程医科学専攻（公衆衛生コース）

公衆衛生・国際保健概論（保健医療の仕組みと公衆衛生） 出席簿

学生番号：

氏名：

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |
| 11 | 年 月 日 | 限 | | |
| 12 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、8回以上を受講するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内の当該科目のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後は、本出席簿を速やかに大学院係に提出してください。

医学系研究科修士課程医科学専攻（公衆衛生コース）

法医学概論（人の死と生命倫理・法）出席簿

学生番号：

氏名：

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |
| 11 | 年 月 日 | 限 | | |
| 12 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、8回以上を受講するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内の当該科目のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後は、本出席簿を速やかに大学院係に提出してください。

医学系研究科修士課程医科学専攻（公衆衛生コース）

環境衛生学概論（環境・労働と健康）出席簿

学生番号：

氏名：

| | 日時 | 時限 | 担当教員名 | 印 |
|----|-------|----|-------|---|
| 1 | 年 月 日 | 限 | | |
| 2 | 年 月 日 | 限 | | |
| 3 | 年 月 日 | 限 | | |
| 4 | 年 月 日 | 限 | | |
| 5 | 年 月 日 | 限 | | |
| 6 | 年 月 日 | 限 | | |
| 7 | 年 月 日 | 限 | | |
| 8 | 年 月 日 | 限 | | |
| 9 | 年 月 日 | 限 | | |
| 10 | 年 月 日 | 限 | | |
| 11 | 年 月 日 | 限 | | |
| 12 | 年 月 日 | 限 | | |

※注意事項

受講の際には本票を持参し、終了時に年月日を記入し、担当教員の印（1回につき1押印）を受領すること。年月日の記入及び担当教員の印がない場合には、無効とする。1コースにつき、8回以上を受講するものとする。欄が不足する場合には、裏面に同内容を記載し、受講印をもらうこと。なお、コース内の当該科目のどの講義に参加するか等の詳細は、担当教員に問い合わせること。履修後は、本出席簿を速やかに大学院係に提出してください。

Ⅲ．研究倫理について

(1) 研究コンプライアンスプログラム

このプログラムは、医学系研究者に求められる研究倫理に関してのリテラシーを養成し、人を対象とする臨床研究の研究計画や研究マネジメントで高い次元での貢献する能力を育成することを目指します。

このプログラムは 2 部から構成されます。

第 1 部は、臨床研究の倫理に関する事項を扱います。2014 年、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針が策定され、また 2015 年、名古屋大学医学部附属病院が臨床研究中核病院として承認され、臨床研究における倫理がますます重要になっています。MD 以外の学生にとっても生命倫理は必修のリテラシーです。

第 2 部は、研究不正の防止に関する事項を取り上げます。研究に関する不祥事が度々報道され、研究者に対する国民の信頼が損なわれており、研究不正の防止は、喫緊の課題となっています。

第 1 部・第 2 部ともに年に 2 回開講であり、下記の日程で実施します。

大学院 1 年生は、1 年生の間に必ず「生命倫理」および「研究倫理」の両方のプログラムを受講してください。

春学期に第 1 部および第 2 部の両方にご出席された方は、秋学期の出席は不要です。

※2021 年度特別措置

2021 年度については研究コンプライアンスプログラムを開講せず、eAPRIN にて代替します。詳細は全学メールアドレスへお送りするメールにてご案内します。

(2) EPIGEUM e-learning コース「盗用を回避するためには」

2014 年 8 月に策定された文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に対応して、名古屋大学では、全学生に対して研究倫理教育を進めています。入学後に各大学院生の全学メールアドレスに届く受講通知に従い、各自で e-learning コースを受講し、テストで 80 点以上を取ると、本コース修了となります。

※上記(1)研究コンプライアンスプログラム(生命倫理、研究倫理の両方)および(2)EPIGEUM e-learning コース「盗用を回避するためには」の受講は必須です。両コースの受講を完了していない場合は、学位を申請することができませんので、ご注意ください。

IV . 修士の学位論文について

修士の学位論文について

1. 学位論文の作成等に対する指導（研究指導）について

原則として、学生所属の講座の教授が指導教授となり、「医科学セミナー」及び「医科学実験研究」を通して、学位論文作成の指導に当たるものとする。

2. 学位論文審査申請書の提出について

学位論文を提出しようとする者は、所定の用紙に論文題目等必要事項を記入のうえ、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

3. 学位論文及び学位論文要旨の提出期限について

学位論文及び学位論文要旨は、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

4. 提出する学位論文について

学位論文は、学術雑誌に投稿できる程度のものとする。

5. 学位論文・学位論文要旨の提出部数、作成要領及び表紙等について

- (1) 学位論文の提出部数は、本通及び本通の写し4部の計5部とする。
- (2) 学位論文要旨（和文1,600字又は英文800語程度）の提出は、別の定めによる。
- (3) 学位論文の作成要領（日本語又は英語）は次のとおりとする。
 - ①用紙は、A4サイズとすること。
 - ②作成要領及び表紙等は、別の定めによること。

6. 学位論文審査及び試験について

- (1) 学位論文の公开发表会を、1月下旬から2月上旬の間に行う。
- (2) 学位論文審査及び試験は、公开发表会後に学位審査委員会において行う。

7. 学位論文審査の結果について

学位審査委員会は、審査の結果を所定の用紙により研究科委員会に報告するものとする。

V . キャンパスライフ

1. 各種証明書及び学割証等

(1) 学生証

入学又は進学した際に学生証を交付しています。常に学生証を携帯するとともに、窓口等にて学籍・身分等の確認を求められた場合には速やかに提示してください。また、保管には十分注意してください。万一、紛失や破損をした場合には、速やかに学生証再交付願を大学院係まで提出してください。再交付事由が紛失・盗難及びカード破損の場合は、学生証発行に必要な実費相当の再交付手数料（1,800 円）が必要となります。

(2) 定期券

JR 及び各私鉄の通学定期券を購入するためには、所定の発行控が必要です。購入希望者はこれらを大学院係で受領し、必要事項を記入の上、各交通機関の販売窓口で提示してください。地下鉄及び市バスのみ通学定期券は各交通機関の販売窓口で購入してください。なお、いずれの手続きの際にも学生証が必要となりますので、必ず携帯してください。

(3) 各種証明書

証明書の発行については、学生証を使って自動発行機で発行される証明書（無料）と、オンライン申請の上、発行される証明書（一部有料）があります。

■自動発行機で発行される証明書

- ・在学証明書
- ・学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）※自動発行機のみ発行
- ・修了見込証明書（MC 2 年次のみ）
- ・健康診断証明書

（ただし、東山キャンパスの保健管理室において実施される定期健康診断(3月，4月に実施)を受診していない者には発行されません。）

※自動発行機設置場所

- ・医学部基礎研究棟 1 階学務課（鶴舞地区）

利用可能時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の 8 : 30 から 17 : 15 までです。

■オンライン申請

各種証明書の 24 時間オンライン申請が可能。全国のコンビニエンスストアで受け取ることができます（有料）（一部を除く）。ログインには、名大 ID/PW が必要です。ログイン、その他詳細は、本研究科 HP（大学院教育）・証明書の交付(Application for Certificates)をご覧ください。

- ・在学証明書
- ・成績証明書（成績は修了時に認定されるため、在学中は交付されません。成績を証明できない旨の証明書の発行は可能です。）
- ・学位証明書（博士学位の修了見込証明書は、修了判定後にのみ交付できます。）
- ・単位等認定証明書（単位等認定見込書の交付は、成績認定後に交付できます。）
- ・その他、上記以外の証明書類が必要な場合は、その都度大学院係へ相談するようにしてください。

2)申請に際しては、必要とする期日に余裕をもって申請してください。和文証明書は3～5日程度、英文証明書については7日程度、交付までに日数がかかります（土・日・祝日のほか大学が定める休業日を除く）。

（4）学校学生生徒旅客運賃割引証（自動発行機による発行）

学校学生生徒旅客運賃割引証（以下「学割証」という。）は、学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としています。特に、実習・見学、帰省及び就職活動等の便宜を図るために設けられた制度です。学割証が必要な場合は、自動発行機を利用すること。利用可能時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の8：30から17：15までです。

2. 各種諸手続等

（1）休学，復学，退学

次の事由が生ずる場合は、その都度願出を提出しなければなりません。これらはいずれも、大学院係において取り扱います。

- ・休学するとき 休学願
- ・復学するとき 復学願
- ・退学するとき 退学願

休学の期間は3か月以上1年以内で、その後、特別な理由がある場合は引き続き休学できます。ただし、原則として、通算して博士課程は4年、修士課程は2年を超えることはできません。

■願出の日付は遡及することはできません。希望する期日の遅くとも1か月前までに、大学院係で所定の手続きを行ってください。（授業料納付とも関係するので、各期の2ヶ月前までには申し出てください。）

■願出を提出する際には、指導教員の承認が必要です。事前に必ず、指導教員と十分相談してください。

- 病気を理由とする願い出の場合は、医師の診断書を添付してください。
- 休学及び退学については、所定の手続きをしないと授業料の納入義務が存続することになり、授業料が徴収されるので注意してください。

(2) 各種届け出

次の事由が生じた場合は、その都度、下記の届け出書を提出してください。これらはいずれも、大学院係において取り扱います。

- ・住所を変更したとき 宿所届
- ・本籍地を変更したとき 本籍地変更届
- ・氏名を変更したとき 改姓名届
- ・海外渡航をするとき 海外渡航届(Web から入力・印刷してください。)

<https://tokou.iee.nagoya-u.ac.jp>

■大学からの緊急時の連絡等に必要のため、住所・電話番号等を変更したときは、その都度大学院係で手続きを行ってください。

■学籍管理のため、本籍地の変更、改姓名又は転籍したときは、戸籍抄本を添えて、大学院係へ届け出てください。

■海外へ旅行等する際は、大学側から急の連絡を要する場合がありますので、必ず海外渡航届を大学院係へ提出してください。

3. 各種奨学金及び授業料免除等

(1) 各種奨学金

奨学金には日本学生支援機構の奨学金、地方公共団体や民間の奨学事業団体の奨学金があります。それらは、いずれも人物、学業成績ともに優秀で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる学生に、申請に基づき選考の上、貸与又は給与されるものです。

■日本学生支援機構奨学金

1)奨学金の種類

- ・第一種奨学金 (無利子貸与)
- ・第二種奨学金 (有利子貸与)

2)奨学生の募集

奨学金の貸与を希望する者は、大学院係で交付する所定の書類を提出してください。な

お、必要書類等の提出期日については、その都度お知らせします。

3)奨学金の受領

奨学金は、採用決定後に奨学生の指定した銀行口座に毎月振り込まれます。採用決定者はすみやかに返還誓約書をご提出ください。休学・中途退学等、学生の身分に変更が生じることがわかったら、すみやかに奨学金の休止、辞退等の手続について窓口にご相談ください。

4)奨学金の継続

奨学生は、奨学金の継続を希望する、しないにかかわらず、12月中旬から配付する「奨学金継続願」を窓口で受け取り、スカラネットパーソナルにより指定された期日までに手続きを済ませるようにしてください。奨学金の継続を希望しない者はその後、窓口にて辞退届をご提出いただきます。

5)返還免除制度

・特に優れた業績による返還免除

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度です。

・返還免除内定制度

平成30年度以降に博士（後期）課程に入学し、第一種奨学生に採用された1年次を対象として、貸与終了時に決定する業績優秀者返還免除を内定する制度です。

※一貫制博士課程は、平成30年度以降の3年次進級者が対象です。

■地方公共団体及び民間育英事業団体

日本学生支援機構奨学金の他に、地方公共団体及び民間育英事業団体が貸与又は給与する奨学金をその都度、HP・掲示によりお知らせしています。申請手続きについては案内にしたがってください。

(2) 授業料の納付

春学期分（4月1日～9月30日）の納入期限は4月末日。秋学期分（10月1日～3月31日）の納入期限は10月末日。それぞれ末日から数えて銀行の3営業日前に、届けた銀行口座から引き落とします。前日までに入金してください。

ただし、新入生の春学期分授業料は、5月に口座引落により徴収します。

(3) 授業料免除

授業料納付が困難な学生（いずれも正規生のみ）に対して、次のいずれかに該当する場合は、選考の上、授業料の全学又は半額が免除される場合があります。

- 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる場合
- 納入すべき学期分の授業料について、学期が始まる前6ヶ月以内（新入学者については入学前1年以内）に、

①学資負担者(例：父親)が死亡または②学資負担者もしくは本人が風水害に被災のため、授業料の納入が著しく困難と認められる場合

- 上記に準ずるもので、総長が相当と認める場合
- 家計支持者が以下に掲げる激甚災害にて被災されている場合

平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、
令和元年8月9月暴風雨及び豪雨、令和2年7月豪雨

★授業料免除申請書別紙1の「4. 申請理由」欄に被災状況等を明記し、罹災証明書を提出する必要があります。

- 新型コロナウイルス感染拡大の直接的・間接的な影響のため、家計支持者の世帯収入が減少することにより、本学の授業料免除の基準に該当することとなった場合で、かつ、学業優秀と認められる場合で、かつ、学業優秀と認められる場合

★申請に基づき、家計急変による授業料免除の対象として取り扱います。

申請は、春学期・秋学期を一括し、年1回です。詳細は掲示等により周知します。

また、授業料の免除申請を行った者については、免除の可否を通知するまでの間は授業料の徴収を猶予しますが、当該決定により免除されなかった者及び半額免除になった者は、本研究科が指定する期日、方法により授業料を納付してください。

免除申請の結果が通知される前に休学又は退学を願い出る場合は、免除申請を取り下げ、所定の授業料を納付しなければなりません。

4. 学生教育研究災害傷害保険

この保険は学生の実験、実習などの正課の授業中、学校行事中、課外活動中、大学の施設内における災害事故及び通学中の事故に対する補償制度で、財団法人日本国際教育支援協会と国内損保会社との契約により実施されているものです。

入学手続きの際に加入の手続きを行っていますが、留年により在学期間を延長して在学する学生については、可能な限り4月中に加入するようにしてください。

(1) 保険会社等への報告

災害傷害事故等が発生したときは、指導教員に連絡するとともに大学院係に連絡し、東

京海上日動火災保険株式会社への報告書（大学院係に備付けの専用ハガキ）を提出してください。

（２）医療保険金の請求

治療完治後は大学院係に連絡し、備付けの請求書用紙により必要書類を提出してください。なお、詳細は大学院係まで問い合わせてください。

５．定期健康診断

保健管理室（総合保健体育科学センター）東山キャンパス

TEL:052-789-3969 URL:<http://www.htc.nagoya-u.ac.jp/hokenkanri/>

■定期健康診断

健康管理については、定期健康診断を３月（次年度４月以降も在学する学生向け）、４月（在學生と新入生向け）に行っています。進学、就職、奨学金、入試などで健康診断証明書が必要になる場合がありますので、必ず受けるようにしてください。

日程の詳細については、その都度、本研究科 HP（大学院教育）・掲示等でお知らせします。学生健康診断の結果は、本学の証明書発行機（無料）で交付、及びオンライン申請で交付します。

本学附属病院の医員（夜間・休日、診療従事８時間/日含む）の身分を有する学生は、職員健康診断を優先してください。外病院に勤務する学生、他機関で健康診断を受けた学生は結果の写しを大学院係へ提出してください。ただし、本学の証明書発行機から証明書は交付されません。

学生定期健康診断の検査項目は次のとおりです。

| 実施時期 | 検査項目 | 実施場所 |
|-------|---|----------------------------|
| ３月、４月 | 尿検査、胸部X線検査、血圧検査、身体計測（身長・体重）、視力検査、内科診察、自覚症状調査等 | 保健管理室（総合保健体育科学センター）東山キャンパス |

■特殊健康診断

実験・実習で放射線物質や有害物質等を取り扱う学生を対象に、法令にもとづき特殊健康診断を実施しています。中でも放射性同位元素等を取り扱う実験・実習に従事する場合は、放射線障害防止法により定期健康診断の受診が義務づけられていますので必ず受診するようにしてください。未受診の場合には、RIの実験・実習に従事することも、RI講

習を受講することもできません。

日程の詳細については、その都度、本研究科 HP（大学院教育）・掲示等でお知らせします。

| | 対象者 | 検査項目 | 実施時期 | 実施場所 |
|--------------|--|----------------------|------------------------|------------------------------------|
| 放射線物質 | 初めて放射線物質等を取り扱う者（R I 実習を受講する者、アイソトープ総合センターのR I 講習会の受講者を含む。）は、従事前に右記検査を受診する。ただし、次年度以降継続して取り扱う者は問診を受け、必要に応じて検査を受ける。 | 血液検査 皮膚検査 眼の検査 | 5月 7月 10月 11月 | 保健管理室 （総合保健体育科学センター） 東山キャンパス |
| その他 | 有害物質を取り扱ったり、危害発生の恐れのある実験・実習を行っている者。 | 取扱状況調査、必要に応じた検査 | 10月 | |

6. 就職

就職を希望する学生に対し、学生相談総合センター（就職相談部門）において、就職指導・助言を行っています。

就職支援室

TEL:052-789-2176

URL:<http://gakuso.provost.nagoya-u.ac.jp/>

「名古屋大学就職関連情報」ページ

URL : <http://syusyoku.jimu.nagoya-u.ac.jp>

【学生各位】

本学から給与・謝金・旅費を受給する際の注意

名古屋大学の研究・教育を運営していくための費用のほとんどが、国民からの税金でまかなわれており、研究費等の不正使用・不適切な使用は、いかなる理由があっても正当化されるものではありません。

については、本学から給与・謝金・旅費を受給する際には、以下のことに留意してください。

- 実際に働いていない雇用に対して賃金を請求すること（受給すること）や、実際に行っていない出張に対して旅費を請求すること（受給すること）は、違法行為になります。
- 研究助成財団等から旅費に対する研究助成金を受けているにも関わらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受給することは違法行為になります。
- 大学から支給された給与・謝金・旅費の全部又は一部を研究室等が回収する行為（還流行為）は、社会的に不適切な行為と見なされる場合があります。このような疑念を生じさせないよう、本学では還流行為を禁止しています。
- ◆ 上記行為を求められた場合、あるいは上記行為の事実を知った場合は、監査室（052-747-6444）にご相談・ご連絡願います。また、学外の法律事務所にも通報窓口を設置しています。（申立者の個人情報保護され、不利益な取扱いを受けることはありません。）



HP : http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/extramural/r_funding/report/index.html
なお、研究費等の不正使用が判明した場合、合理的な理由があり非公表すると判断した場合を除き、不正に関与した者の氏名が調査結果とともに公表されます。

名古屋大学研究費等不正使用防止計画委員会
問合せ先：研究支援課（052-747-6479）

To All Students

Cautions When Receiving Salary/Remuneration/Travel Expenses from NU

The majority of funds for the administration of research and education at Nagoya University are covered by public taxes; misuse or improper use of research funds cannot be justified for any reason.

Please bear in mind the following when receiving salary/ remuneration/ travel expenses from NU:

- Claiming (receiving) wages for work not performed or claiming (receiving) travel expenses for trips not undertaken are illegal acts.
- Receiving duplicate travel expenses, e.g. receiving a research grant for travel expenses from a research foundation and claiming expenses for the same trip from the University, is an illegal act.
- The act of collection, by a laboratory/research group, of all or part of a salary/ remuneration/ travel expenses received from the University (coercive conduct) may be regarded as socially inappropriate. Coercive conduct is forbidden at NU.



- ◆ If you have been asked to perform any of the above acts, or if you have knowledge of the above acts, please contact and consult the Audit Office (052-747-6444). A reporting desk has also been established at an Off-Campus Law Firm for misuse of research funds. (Personal information of the complainant will be protected and they will not suffer any unfair treatment.)



HP : http://www.aip.nagoya-u.ac.jp/extramural/r_funding/report/index.html

Please note that, if misuse of research funds is identified, unless there is a rational reason, the name of the person involved will be released to the public together with the investigation results.

Nagoya University
Research Fund Misuse Prevention Committee
Contact: Research Support Division (052-747-6479)

アイソトープ総合センター分館

分館長 長 縄 慎 二
(量子医学講座)

I 沿革・特色

本施設は昭和35年名古屋大学医学部ラジオアイソトープ中央実験棟（旧一号病棟）開設、昭和45年新研究棟に移設し、名古屋大学医学部アイソトープセンターと改称した。昭和52年名古屋大学アイソトープ総合センターの発足に伴い名古屋大学アイソトープ総合センター分館となる。平成26年新営した医系研究棟3号館へ移設し、老朽化した施設を一新した。現在、多くの職員、学生等が研究、教育のために利用しており、ラジオアイソトープ（RI）の管理はもとより、利用者の入退室、被曝管理等をコンピュータ化し、数少ないスタッフで安全管理を行っている。また、本施設は最新の実験設備機器、教育用実習室等を備え、RIを利用した医学の研究開発、教育訓練、諸設備共同利用の場として貢献している。

II スタッフ

分館長・教授 長縄慎二
准教授
助手 中村嘉行

III 研究分野

放射線安全管理全般。より安全かつ便利に放射線を使うために、効率的に放射線管理を行う手法。具体的には、放射線アレルギーの方や知識の少ない方にも分かりやすく効果的な教育訓練方法を考案して実践している。また、放射能汚染発生時には、顛末をビデオ教材にして対処・対策方法を示すと共に、イメージングプレートを用いて汚染の分布状況を調べ、汚染の再発防止に役立っている。（中村）

IV 業務内容

RIやX線による放射線被曝障害を防止するため、放射線安全管理を行っている。また、放射線業務従事者に対して放射線に関する教育訓練を行い、放射線利用に関する知識・技術の向上をはかっている。また、スタッフは放射線取扱主任者およびX線取扱主任者として、医学部全体の放射線安全管理を統括し監督する立場でもある。さらに、医学部附属病院の要請に応じて、附属病院の放射線業務従事者および、X線発生装置使用者に対しても、教育訓練を実施している。一方、RIを使用する研究の急速な進歩に対応するため学内外の研究者と協力して、RIの利用、測定、廃棄物処理等の技術開発を行っている。

V 設備

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 液体シンチレーションカウンタ | セルハーベスター |
| オートウエルγカウンタ | その他、一般理化学機器 |
| バイオイメージアナライザ | 各種サーベイメータ、個人被曝線量計 |
| DNAサーマルサイクラー（DNA増幅システム） | 放射線管理システム |

附属医学教育研究支援センター実験動物部門

I 教室の沿革・特色

当部門の前身である動物実験施設は1984年4月に設置が認可された。初代施設長には星野宗光教授が就任し、鬼頭純三助教授と動物実験委員会を中心に、当施設が科学的に高く評価される動物実験を行うための研究センターとなる事を目的として、設計と運営の原則が定められた。建物は1986年3月に竣工した。その後1988年に加藤延夫教授、1992年に竹内康浩教授、1994年に鬼頭純三教授が施設長に就任した。動物実験施設の建設準備の段階から施設の管理運営に携わってこられた鬼頭純三教授が定年退官された後、1998年に杉浦康夫教授が、そして1999年には西村正彦教授が施設長に就任した。2004年5月に改組により動物実験施設は医学教育研究支援センター実験動物部門となり初代部門長に濱口道成教授が就任した。2005年からは太田美智男教授、2008年からは高橋雅英教授、2012年からは門松健治教授、2017年からは大野欽司教授、2020年からは木村宏教授が部門長に就任した。

II スタッフ

| | |
|-------|--------------------------------|
| 部門長 | 木村 宏 |
| 准教授 | 大野民生 |
| 助教 | 宮坂勇輝 |
| 技術職員 | 大矢康貴、矢野久美子、能丸幸治、場崎恵太 |
| 技能補佐員 | 長谷川千代子、林 哲弘 糟谷佳恵、水野 香、山内和加子 |
| 事務補佐員 | 斉木寛子、前川稚佳子 |

III 業務内容

部門内では動物の遺伝学的、微生物学的統御はもちろん、飼育環境や飼育技術の向上による高い精度と再現性のある動物実験を行うための設備が整っている。名古屋大学における動物実験等に関する取扱規程に基づいた適正な動物実験が行われており、部門職員は施設内の適正な環境の維持管理業務と、動物の飼育管理業務の他に、利用者に対して適正な動物実験を行うに必要な知識や技術の教育を行っている。更に、マウスの胚/精子の凍結保存や遺伝子改変マウスの作製など胚操作技術に基づく研究支援業務も実施している。平均約150名/日の職員や学生が動物実験に関する研究・教育のために当部門を利用している。

IV 飼育動物種・実験室

部門内で飼育されている動物種は、マウス、ラット、モルモット、ウサギ、イヌ、ブタ、サルなど多岐にわたっていることから、部門内にはこれらに対応するための様々な動物飼育室や実験室が備えられている。更に、感染実験、毒性実験等の特殊実験にも対応できる設備も備えている。また、小動物用のX線CT、MRI、超音波エコー、インビボイメージングなどの最新の画像解析装置も備えられている。

附属医学教育研究支援センター分析機器部門

I 目的

分析機器部門は、名古屋大学大学院医学系研究科および医学部における各種分析・計測機器を集中的に維持管理し、教育研究および機器利用の効率化を図ることを目的として医系研究棟3号館の4階と5階に設置されている。

当部門は、バイオイメージング・分子構造解析・細胞機能解析・遺伝情報解析・医工連携の5研究室からなり、それぞれの分野の研究に必要な、共焦点レーザー顕微鏡・電子顕微鏡・質量分析装置・フローサイトメーター・DNAシーケンサー等の大型機器を中心に各種機器を取り揃えている。また、機器の維持管理のみならず、新技術の紹介や機器利用の講習会、さらには大学院ベーシックトレーニング等の教育研究支援を行っている。講習会は、学生・研究者のどなたでも参加できる「分析機器部門講習会シリーズ」として年間を通して開催しているので大いに利用していただきたい。

II スタッフ

技術主任：田中 稔

技術職員：伊藤 康友、牛田 かおり、瀧 健太郎、板倉 広治、依藤 絵里、丸井 萌子

技術員：水野 裕子、小笠原 志津枝

技術補佐員：古川 麻友美

III 構成

《バイオイメージング研究室》

細胞組織や形態観察をするための各種光学顕微鏡と透過および走査電子顕微鏡（エネルギー分散型 X 線分光装置付）に加えて、各種光顕・電顕用試料作製装置が設置されている。

〈機器〉

| | | | |
|------------------|-----|------------------|-----|
| 透過電子顕微鏡 | 1 台 | In vivo イメージング装置 | 1 台 |
| 透過電子顕微鏡 (EDS 付属) | 1 台 | 実験動物用 X 線 CT | 1 台 |
| 走査電子顕微鏡 (EDS 付属) | 1 台 | 真空蒸着装置 | 1 台 |
| 超解像/共焦点レーザー顕微鏡 | 1 台 | オスミウム・プラズマコーター | 2 台 |
| 多光子/共焦点レーザー顕微鏡 | 1 台 | イオンコーター | 1 台 |
| 共焦点レーザー顕微鏡 | 3 台 | ウルトラマイクロトーム | 2 台 |
| ライトシート蛍光顕微鏡 | 2 台 | 凍結ウルトラマイクロトーム | 1 台 |
| 一体型蛍光顕微鏡 | 2 台 | 光顕用凍結マイクロトーム | 3 台 |
| 実体蛍光顕微鏡 | 1 台 | 滑走式マイクロトーム | 2 台 |
| バーチャルスライド | 1 台 | 振動刃マイクロトーム | 1 台 |
| レーザーマイクロダイセクション | 2 台 | オートティッシュプロセッサ | 1 台 |
| 細胞イメージアナライザー | 2 台 | トリミング装置 | 1 台 |
| 画像解析ソフト | 6 台 | 自動固定包埋装置 | 2 台 |
| 自動染色装置 | 1 台 | パラフィン包埋ブロック作製装置 | 2 台 |

担当者：内線 2395 板倉、内線 5792 依藤、内線 2397 牛田・水野、内線 5782 古川

《分子構造解析研究室》

タンパク質やペプチド、代謝物など生体を構成する物質を主な対象として、これらを定性・定量分析するための液体クロマトグラフ質量分析計 (LC-MS) とその周辺装置が設置されている。タンパク質同定などのプロテオーム解析が特に中心となっている。

〈機器〉

| | |
|---|-----|
| LC-MS (Hybrid Quadrupole FT MS) | 1 台 |
| LC-MS (Hybrid Quadrupole FT Linear Ion Trap MS) | 1 台 |
| LC-MS (Hybrid Triple Quadrupole Linear Ion Trap MS) | 2 台 |

担当：内線 2398 瀧

《細胞機能解析研究室》

細胞および細胞成分の定量や分布・性状の解析を行うための機器を中心に設置されている。

〈機器〉

| | | | |
|--------------------|-----|-------------------|-----|
| フローサイトメーター (ソーター) | 2 台 | 分子間相互作用測定装置 (SPR) | 1 台 |
| フローサイトメーター (アナライザ) | 4 台 | SPR 顕微鏡 | 1 台 |
| カロリメーター | 1 台 | | |

担当者：内線 2399 田中

《遺伝情報解析研究室》

遺伝子に関する分子生物学的研究に必要な装置として、蛋白質、核酸を分離するための超遠心機をはじめ、一次構造を解析するためのシーケンサー、得られた情報を解析するコンピューターなどが設置されている。

〈機器〉

| | | | |
|-----------------------|-----|----------------------|-----|
| DNA シーケンサー | 3 台 | 高速液体クロマトグラフ装置 | 2 台 |
| プレートリーダー (可視, 発光, 蛍光) | 4 台 | DNA 抽出装置 | 1 台 |
| 分離用超遠心機 | 5 台 | 分子立体構造解析コンピューター | 1 台 |
| 高速冷却遠心機 | 1 台 | 定量 PCR 装置 | 6 台 |
| 紫外可視分光光度計 | 1 台 | イメージアナライザー (蛍光・化学発光) | 3 台 |
| 細胞破碎装置 | 1 台 | 電気泳動装置 | 4 台 |
| DNA 断片化装置 | 1 台 | | |

担当者：内線 2403 伊藤、内線 5779 丸井

《医工連携室》

医学系研究科と工学研究科で連携して細胞や生体情報の解析を行なうことを目的とする。超解像顕微鏡、生細胞イメージングシステム、FIB/SEM といった光学顕微鏡・電子顕微鏡のほか、遺伝子導入装置などが設置されている。

〈機器〉

| | | |
|----------------|-------|----|
| 超解像／共焦点レーザー顕微鏡 | …………… | 1台 |
| 生細胞イメージングシステム | …………… | 1台 |
| FIB/SEM | …………… | 1台 |
| 遺伝子導入装置 | …………… | 1台 |
| プレート遠心機 | …………… | 1台 |

担当者：内線 2395 板倉、内線 5792 依藤、内線 5782 古川

《技術室》

分析機器部門に関する事務処理全般、機器利用料の集計・請求、「講習会シリーズ」予定表発行、職員証・学生証の登録、および入室カードの発行など。

担当者：内線 2407 小笠原

詳細 <https://www.med.nagoya-u.ac.jp/kiki/>

医学部図書館 利用案内 2021年度

◆ 開館時間

- ・通常期 月-金曜 9:00-20:00
土曜 13:00-17:00
- ・休業期 月-金曜 9:00-17:00
夏 8/8~8/24、冬 1/5~7、春 2/20~3/10

◆ 休館日

- ・日曜・国民の祝日
- ・休業期中の土曜日
- ・機構が定める夏季一斉休業日
- ・蔵書点検期間 8月25日-8月31日
- ・年末年始 12月28日-1月4日

◆ 資料の貸出 (貸出には学生証が必要です)

| 資料の種類 | 数量 | 貸出期間 |
|-------------------|----|-------------------------|
| 図書 | 5冊 | 2週間 |
| 製本雑誌 | 5冊 | 1週間 |
| 未製本雑誌 (新着雑誌架分) | 3冊 | 12:00- 翌開館後 4時間以内 |
| DVD, ビデオ等 | 2点 | 1週間 |

注1: 参考図書(辞書等)は貸出できません

注2: 一部のDVD等は、貸出対象外です

◆ 返却・更新・予約

- ・期限日までに医学部図書館カウンターへ持参し、返却してください。
- ・返却が遅れると一定期間貸出停止になります。
- ・貸出期間の延長(更新)は図書に限り1回のみ可能です。返却期限日までに図書館カウンターに学生証と図書を持参するか、Webで手続きしてください。ただし、予約が入っている場合は更新できません。
- ・貸出中資料は、Webで予約できます。
※Web更新・予約には名古屋大学IDが必要です。
- ・閉館時にはブックポストに返却できます。

◆ 資料配置

図書

和書・洋書とも一緒に背ラベルの順(「日本十進分類法(NDC)」による分類番号と著者記号)により配架されています。

雑誌

和洋別・年代別で数か所に、タイトルのアルファベット順に配架されています。

※ 詳細は館内の案内図をご覧ください。

※ 一部の雑誌は館外に別置されています。

◆ 医学部図書館ホームページ

利用案内やお知らせ、リンク集を載せています。以下の各サービスは、ここからアクセスできます。
<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/medlib/>

◆ 名大所蔵検索(OPAC)

蔵書検索システムです。名大全体の図書・雑誌の所蔵(何がどこにあるか)が調べられます。


◆ 電子ジャーナル・アクセスサービス

本学で利用可能な約2万点の電子ジャーナルを学内ネットワークに繋がったパソコンから入手できます。一部学外からの利用も可能です。

◆ 主なデータベース

PubMed

NLM(アメリカ国立医学図書館)が提供する医学文献情報データベースです。無料公開されているので、どこからでも利用できますが、医学部図書館ホームページの“PubMed(名大用URL)”を使ってアクセスした場合のみ、検索結果に“NULink”というアイコンが表示されます。

 **NULink**(エヌユーリンク)は論文の入手を手助けしてくれる便利なリンクです。文献検索の結果に表示されていたらクリックしてください。電子ジャーナルの論文(本文)やOPACへ直接リンクします。

医中誌WEB(※学内限定 同時アクセス数:10)

日本の医学文献情報(抄録)データベースです。

Web of Science

自然、人文、社会科学の全分野にわたるデータベースです。どの論文が何回引用されたか、という引用調査もできます。

Journal Citation Reports(JCR)

雑誌の評価指標であるインパクト・ファクターを調べることができます。

Up To Date(※鶴舞地区限定)

最新の情報を得るための臨床支援ツールです。

◆ Nagoya Journal of Medical Science

医学部が発行する電子ジャーナルです。

https://www.med.nagoya-u.ac.jp/medlib/nagoya_j_med_sci/

◆ 館内設備

PCコーナー (2階)

パソコンとプリンターが利用できます。レポートの作成や授業の準備等、学習・研究用に提供しています。上記目的以外の使用は禁止です。

※ 印刷は有料です。

コピー機 (2,3階)

2階にカラーコピー機1台(生協コピーカード、コイン、クラウド対応)、3階にカラーコピー機1台(生協コピーカード用)があります。生協コピーカードは生協購買部と書籍部で購入できます。

※ 図書館の資料のみ、著作権法の範囲内で複写を行うことができます。

※ 複写後は備付けの「複写申込書」を提出してください。

持参 PC の無線 LAN 接続

nuwnet を利用しネットワーク接続ができます。



視聴覚室 (2階)

図書館所蔵の視聴覚資料を視聴できます。

※ 利用時間：月-金曜 9:00-17:00

Lib-Carrel (指定席) (3階)

医師国家試験の受験に臨む6年生が1年間占有できる席が119席あります。使える設備は机、本棚、ワゴン、電源、情報コンセントです。空席がある場合は、6年生以外の方に追加募集を行っています。利用期間は3か月です。

ゼミ室 (4階)

大小の2室があり、予約が入っていない場合は開放しています。1人1日当たり4時間まで予約可能ですので、カウンターで学生証を提示し申し込んでください。

※ 予約可能(開館時間内のみ)

月-金曜 9:00-20:00 (17時閉館時は17時まで)

土曜 13:00-17:00

名古屋大学医学部史料館 (2階)

医学部および病院の歴史的資料の展示室です。

※ 利用時間：月-金曜 9:00-17:00

※ 近代医学の黎明デジタルアーカイブ

<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/medlib/history/index.html>

◆ 購入希望図書

購入希望は、図書館カウンターまたは2階に設置の投書箱で受け付けます。Eメールでも受け付けます。

◆ 文献・図書の取り寄せ

学習・研究に必要な資料が鶴舞キャンパスにない場合、医学部図書館を通して学内外の図書館から取り寄せることができます。図書の借用と複写物の取り寄せの2種類があります。

申し込み (以下の2つの方法があります)

① Webから申し込む(名古屋大学IDでログイン)。OPACやPubMed等のデータベースの検索結果を申し込みの際に利用できます。

② 「文献複写・現物貸借申込書」に必要事項を記入し、図書館カウンターに提出する。

所要日数

学内外とも通常1週間程度で到着。

費用

学内と国内の大学図書館から取り寄せる場合は、下記を除き、図書館が費用負担します。

・学外からの図書借用の返送料

・国立国会図書館、海外への依頼 など

※詳細は図書館カウンターでお尋ねください。

◆ 他大学図書館への訪問利用

他大学の図書館を訪問利用する時は、学生証を携帯してください。紹介状や事前調査が必要な図書館もありますので、図書館カウンターでご相談ください。

◆ 閉館時の入館 (学部1-2年生は要申込)

夜間や土日といった閉館中も、入館が可能です。医学部医学科に所属する3年生以上の学部生と大学院医学系研究科に所属する大学院生は、学生証を使って入館ができます。

※ 利用時間：4:00-24:00 (0:00-4:00 利用不可)

◆ 問合せ先

名古屋大学 附属図書館 医学部分館

〒466-8550 名古屋市昭和区鶴舞町65

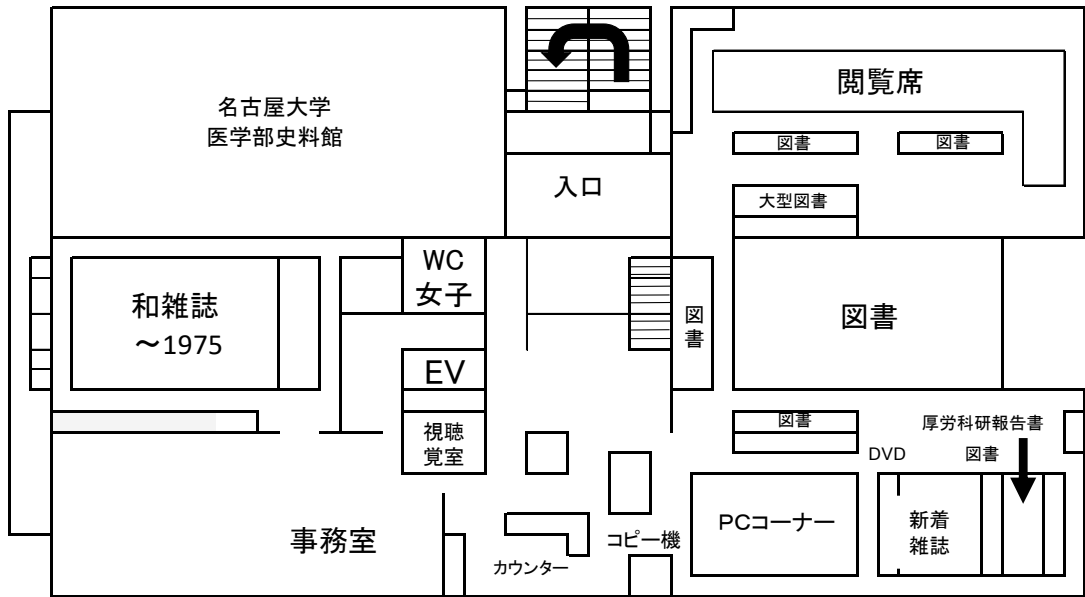
電話：052-744-2506 (カウンター直通)

e-mail: med@nul.nagoya-u.ac.jp

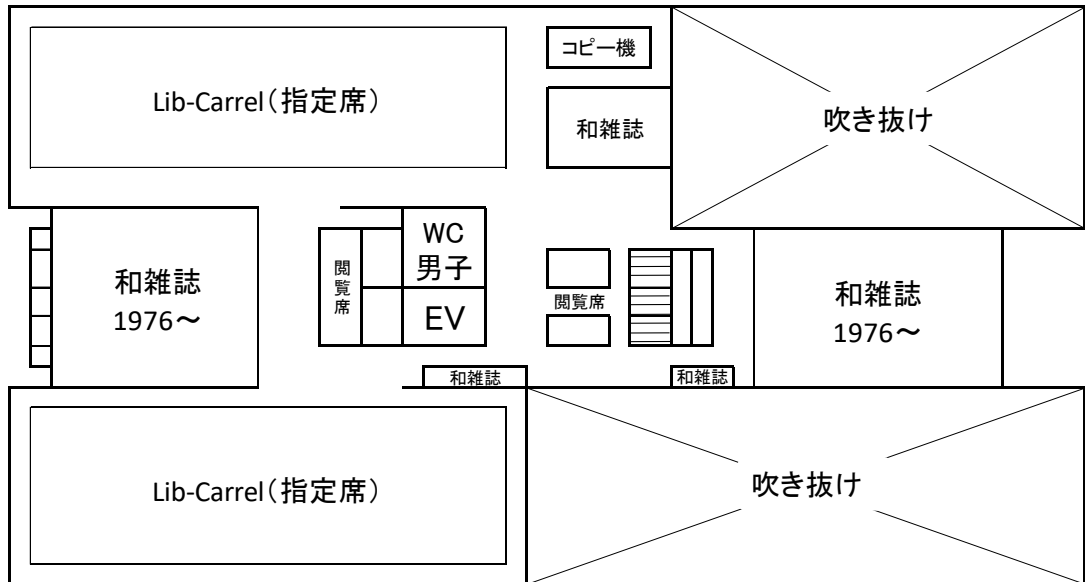
◆ 利用上の注意

- ・館内では常に学生証を携帯してください
- ・館内で利用した資料は元の位置に戻してください
- ・館内での飲食・喫煙は禁止です
- ・ペットボトル等のふたの開まる飲料のみ特例で持込可
- ・長期の席の占有・荷物の放置・大声での談笑や携帯電話の通話などの、他の利用者の迷惑になる行為は慎んでください
- ・サービスは変更になる場合があります。最新の情報はホームページからご確認ください

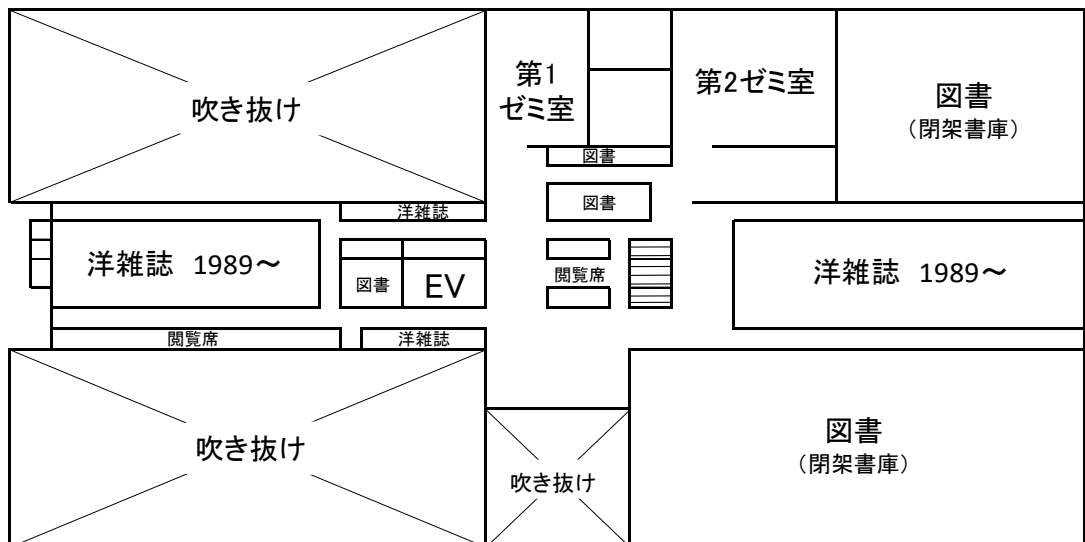
2 F



3 F



4 F



✓ 1988年以前の洋雑誌は別置しています。利用希望はカウンターで受け付けます。

VI . 規程 ・ その他

○名古屋大学大学院通則

(平成16年4月1日通則第2号)

| 改正 | 平成17年2月21日通則第4号 | 平成17年4月25日通則第2号 | 平成17年10月24日通則第4号 |
|----|------------------|----------------------|------------------|
| | 平成18年2月27日通則第6号 | 平成18年3月13日通則第8号 | 平成19年2月26日通則第2号 |
| | 平成19年12月25日通則第1号 | 平成20年3月10日通則第3号 | 平成21年3月23日通則第2号 |
| | 平成22年3月2日通則第3号 | 平成23年3月1日通則第2号 | 平成23年7月19日通則第1号 |
| | 平成24年3月21日通則第3号 | 平成24年10月16日通則第2号 | 平成25年3月29日通則第3号 |
| | 平成26年3月4日通則第1号 | 平成27年3月3日規程第63号 | 平成27年9月15日通則第1号 |
| | 平成28年3月1日通則第2号 | 平成28年6月21日通則第2号 | 平成28年9月13日通則第3号 |
| | 平成29年2月21日通則第4号 | 平成29年6月20日通則第1号 | 平成30年3月20日通則第3号 |
| | 平成30年7月17日通則第1号 | 平成31年2月19日通則第3号 | 令和2年2月4日通則第2号 |
| | 令和2年4月1日名大規程第80号 | 令和3年2月2日名大通則第2号[未施行] | |

目次

- 第1章 総則(第1条－第9条)
- 第2章 入学，進学，転科及び転専攻(第10条－第17条の2)
- 第3章 教育課程，授業，研究指導，留学等(第18条－第25条)
- 第4章 休学及び復学(第26条－第28条)
- 第5章 退学及び転学(第29条・第30条)
- 第6章 課程修了，学位の授与等(第31条－第35条)
- 第7章 除籍及び懲戒(第36条・第37条)
- 第8章 検定料，入学料，授業料及び寄宿料(第38条－第48条)
- 第9章 大学院特別聴講学生，科目等履修生，特別研究学生及び大学院研究生
 - 第1節 大学院特別聴講学生(第49条－第52条)
 - 第2節 科目等履修生(第52条の2－第52条の8)
 - 第3節 特別研究学生(第53条－第56条)
 - 第4節 大学院研究生(第57条－第63条)
 - 第5節 検定料，入学料及び授業料の額(第64条)
- 第10章 外国人留学生(第65条)
- 第11章 国際連携専攻(第66条－第73条)
- 附則

第1章 総則

(目的及び方針)

- 第1条 本学大学院は，学術の理論及び応用を教授研究し，その深奥を究め，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより，文化の進展に寄与するとともに，学術の研究者，高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。
- 2 本学大学院は，前項の目的を踏まえて，本学大学院及び研究科において，次の各号に掲げる方針を定め，公表するものとする。
- 一 修了認定及び学位授与に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針

(研究科及び専攻)

第2条 研究科及び専攻は、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 |
|-----------|---|
| 人文学研究科 | 人文学 |
| 教育発達科学研究科 | 教育科学，心理発達科学 |
| 法学研究科 | 総合法政，実務法曹養成 |
| 経済学研究科 | 社会経済システム，産業経営システム |
| 情報学研究科 | 数理情報学，複雑系科学，社会情報学，心理・認知科学，情報システム学，知能システム学 |
| 理学研究科 | 素粒子宇宙物理学，物質物理学，生命理学，名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学 |
| 医学系研究科 | 医科学，総合医学，名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学，名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学，名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学，総合保健学 |
| 工学研究科 | 有機・高分子化学，応用物質化学，生命分子工学，応用物理学，物質科学，材料デザイン工学，物質プロセス工学，化学システム工学，電気工学，電子工学，情報・通信工学，機械システム工学，マイクロ・ナノ機械理工学，航空宇宙工学，エネルギー理工学，総合エネルギー工学，土木工学 |
| 生命農学研究科 | 森林・環境資源科学，植物生産科学，動物科学，応用生命科学，名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学，名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学 |
| 国際開発研究科 | 国際開発協力 |
| 多元数理科学研究科 | 多元数理科学 |
| 環境学研究科 | 地球環境科学，都市環境学，社会環境学 |
| 創薬科学研究科 | 基盤創薬学 |

- 2 前項の理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻，医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻，名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻及び名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻並びに生命農学研究科名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻及び名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻は，大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第35条に定める国際連携専攻（以下「国際連携専攻」という。）とする。

(専門職大学院等)

第2条の2 前条の法学研究科実務法曹養成専攻は，学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第99条第2項に定める専門職大学院とする。

- 2 前項の法学研究科実務法曹養成専攻は，専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第18条第1項に定める法科大学院(以下「法科大学院」という。)とする。

(課程)

第3条 研究科の課程は，博士課程とする。ただし，法学研究科にあつては，博士課程及び法科大学院の専門職学位課程(以下「法科大学院の課程」という。)とし，医学系研究科にあつては，修士課程及び博士課程とする。

- 2 博士課程(医学系研究科の医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。))を除く。)は，前期2年の課程及び後期3年の課程に区分する。
- 3 前項の前期2年の課程は，博士前期課程(以下「前期課程」という。)といい，後期3年の課程は，博士後期課程(以下「後期課程」という。)という。
- 4 前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

5 医学博士課程は、区分を設けない課程とする。

(収容定員)

第4条 大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(標準修業年限)

第5条 博士課程の標準修業年限は、5年（前期課程にあつては2年、後期課程にあつては3年）とする。ただし、医学博士課程の標準修業年限は、4年とする。

2 医学系研究科の修士課程の標準修業年限は、2年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期課程及び医学系研究科の修士課程の標準修業年限は、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合には、研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第6条 博士課程(医学博士課程を除く。)の在学年限は、前期課程では4年、後期課程では6年とする。

2 医学系研究科の修士課程の在学年限は4年、医学博士課程の在学年限は8年とする。

3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項の規定により前期課程又は医学系研究科の修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とした場合の在学年限は、当該標準修業年限の2倍に相当する期間とする。

4 法科大学院の課程の在学年限は、6年とする。ただし、第33条の2第2項の規定する者の在学年限は、3年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間の2倍に相当する期間とする。

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。

日曜日

土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

春季休業 4月1日から4月4日まで

夏季休業 8月8日から9月30日まで

冬季休業 12月28日から翌年1月7日まで

2 臨時の休業日は、総長がその都度定める。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、第1項に規定する休業日に授業を行うことができる。

第2章 入学、進学、転科及び転専攻

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の初めとする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科の定めるところにより、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

3 国際連携専攻の入学の時期は、前2項の規定にかかわらず、当該研究科において、別に定めることができる。

(前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程の入学資格)

第11条 前期課程、医学系研究科の修士課程及び法科大学院の課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 七 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 八 文部科学大臣の指定した者
- 九 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程若しくは我が国において外国の大学の課程（その修了者が学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 十 本学大学院において、個別の入学資格審査(以下「個別審査」という。)により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したものの

(後期課程の入学又は進学資格)

第12条 後期課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 本学大学院若しくは他の大学院で修士の学位又は専門職学位を授与された者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国に大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 五 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 本学大学院において、個別審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(医学博士課程の入学又は進学資格)

第13条 医学博士課程に入学又は進学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において学校教育における18年の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号の定めるところによる。）
- 七 大学の医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程若しくは我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 八 本学大学院において、個別審査により、大学の、医学、歯学、薬学（修業年限が6年のものに限る。）又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(入学及び進学の出願手続)

第14条 前3条に規定する者で入学又は進学を志願するものは、所定の期日までに願書を当該研究科に提出しなければならない。ただし、入学を志願する者は、願書に第38条の検定料を添えなければならない。

(入学試験及び進学試験)

第15条 前条の入学志願者又は進学志願者に対しては、研究科において入学試験又は進学試験を行い、合格者を決定する。

(入学及び進学の許可)

第16条 総長は、前条の入学試験の合格者で第39条の入学料の納入、保証書、宣誓書の提出等所定の手続を完了したものに、入学を許可する。

2 研究科長は、前条の進学試験の合格者で所定の手続を完了したものに、進学を許可する。

(再入学，転入学及び編入学)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科において選考の上、適當の課程に総長が入学を許可することができる。

一 第29条の規定による本学大学院の退学者で、再び同一の課程に入学を志願するもの

二 他の大学院に在学する者又は我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者で、本学大学院に転学を志願するもの

三 修士課程，博士課程の前期課程又は専門職学位課程を修了した者で、本学大学院に入学を志願するもの

2 第14条及び前条の規定は、前項の規定により入学する場合に準用する。

(転科及び転専攻)

第17条の2 学生が他の研究科に転科を志願しようとするときは、事由を詳記した転科願を所属研究科長を経て、当該研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 学生が所属研究科内の他の専攻に転専攻を志願しようとするときは、当該研究科の定めるところにより、研究科長の許可を得なければならない。

3 前2項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間に関しては、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長が行うものとする。

第3章 教育課程，授業，研究指導，留学等

(教育課程，授業，研究指導，成績評価等)

第18条 教育課程，授業，学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)，成績評価等に関することは、名古屋大学大学院共通科目規程（平成22年度規程第47号。以下「大学院共通科目規程」という。)，名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程（令和元年度規程第68号）及び研究科規程によるほか、別に定める。

(学修計画)

第19条 入学又は進学を許可された者は、研究科の定める指導教員の指導の下に学修計画を立て、当該研究科教授会の議を経て、当該研究科長の承認を得なければならない。

(単位)

第20条 一の授業科目を履修した者に対しては、試験の上、単位を与える。

2 各授業科目の単位数の計算の基準は、大学院共通科目規程及び研究科規程で定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第20条の2 学生(法科大学院の学生を除く。)が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修

得したものと認定することができる。この場合において、単位の認定は、10単位を超えない範囲とする。

- 2 前項の既修得単位の取扱いについては、研究科において定める。

(他の研究科の授業科目の履修)

第21条 学生は、他の研究科の授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、当該研究科長の許可を得なければならない。

- 2 学生は、大学院共通科目規程に定める授業科目を履修することができる。この場合においては、所属研究科長を経て、教養教育院長の許可を得なければならない。

(他の大学院の授業科目の履修等)

第22条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 前項の場合、研究科長は、あらかじめ当該大学院との間において必要な事項について協議するとともに、許可に当たっては、研究科教授会の議を経るものとする。
- 3 第1項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本学大学院において修得したものと認定することができる。
- 4 前項の規定は、学生が、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(他の大学院又は研究所等における研究指導)

第23条 学生は、研究科長の許可を得て、他の大学院又は研究所等において、研究指導（第67条で規定する国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。）を受けることができる。ただし、前期課程及び医学系研究科の修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が研究指導を受ける場合に準用する。

(留学)

第24条 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院において授業科目を履修し、単位を修得することができる。

- 2 学生は、研究科長の許可を得て、休学することなく、外国の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることができる。
- 3 第22条第2項の規定は、前2項の規定により学生が留学する場合に、同条第3項の規定は、第1項の規定により学生が留学する場合に、前条第1項ただし書の規定は、前項の規定により学生が留学する場合に準用する。

(休学期間中の他の大学院の修得単位の取扱い)

第24条の2 学生が休学期間中に他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位については、教育上有益と認める場合は、本学大学院において修得したものと認定することができる。

- 2 第22条第3項の規定は、前項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する場合に準用する。

(教職課程)

第25条 本学大学院において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する教育職員の免許状を受ける資格を得ようとする者のために、教職課程を置く。

2 教職課程については、別に定める。

第4章 休学及び復学

(休学)

第26条 学生は、傷病その他の事由により3月以上修学を中止しようとするときは、研究科長の許可を得て、休学することができる。

2 前項の規定により休学しようとする者は、休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、これを提出しなければならない。

3 第1項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

4 傷病のため修学することが適当でないと認められる学生に対しては、研究科長は、研究科教授会の議を経て、期間を定め、休学を命ずることができる。

5 授業料未納の者からの休学願は受理しない。

(休学期間)

第27条 休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者には、更に引き続き休学を許可することができる。

2 博士課程(医学博士課程を除く。)の休学期間は、通算して前期課程では2年、後期課程では3年を超えることができない。

3 医学系研究科の修士課程の休学期間は、通算して2年、医学博士課程の休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 前2項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定により前期課程又は医学系研究科の修士課程の標準修業年限を1年以上2年未満の期間とした場合の休学期間は、通算して当該標準修業年限の期間を超えることができない。

5 法科大学院の課程の休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、第33条の2第2項の規定する者の休学期間は、3年から同項の規定により法科大学院に在学したものとみなす期間を除いた期間を超えることができない。

6 やむを得ない特別な事由があると認められるときは、前4項の規定にかかわらず、更に休学期間の延長を許可することができる。

7 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第28条 学生は、休学期間中にその事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て、復学することができる。

2 第26条第4項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、学校医の診断書を添え、研究科長に願い出て、その許可を得なければならない。

第5章 退学及び転学

(退学)

第29条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の場合において、研究科長は、研究科教授会の議を経て、これを許可する。

3 授業料未納の者からの退学願は受理しない。

(転学)

第30条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、事由を詳記した転学願を研究科長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により学生が転学する場合に準用する。

第6章 課程修了、学位の授与等

(前期課程及び医学系研究科の修士課程の修了)

第31条 前期課程又は医学系研究科の修士課程に2年（第5条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満の期間とした前期課程にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、前期課程又は医学系研究科の修士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(博士論文研究基礎力審査)

第31条の2 第3条第2項の博士課程において、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合は、前条に規定する前期課程の修了要件について、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期課程において修得すべきものについての審査

2 前項に定める要件によって修了を認定しようとする場合は、研究科規程において当該要件を適用する専攻、コース等の履修上の区分を定め、当該履修上の区分において前期及び後期の課程を通じて一貫した体系的な教育課程及び組織的な指導体制を専攻分野の枠を超えて編成し、併せて30単位を超える単位数を前期課程の修了の要件とするものとする。

(博士課程の修了)

第32条 博士課程(医学博士課程を除く。以下この条において同じ。)に5年(前期課程又は医学系研究科の修士課程（第5条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした前期課程及び医学系研究科の修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年(前期課程又は医学系研究科の修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば修了を認定することができる。

2 第5条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした前期課程又は医学系研究科の修士課程を修了した者及び第31条ただし書の規定による在学期間をもって前期課程又は医学系研究科の修士課程を修了した者については、前項中「5年(前期課程又は医学系研究科の修士課程（第5条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした前期課程及び医学系研究科の修士課程を除く。以下この項において同じ。）に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「前期課程又は医学系研究科の修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年(前期課程又は医学系研究科の修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年(第5条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした前期課程又は医学系研究科の修士課程を修了した者にあつては、当該1年以上2年未満の期間を、第31条ただ

し書の規定による在学期間をもって前期課程又は医学系研究科の修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第12条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合は、博士課程に3年(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に1年以上在学すれば修了を認定することができる。

(医学博士課程の修了)

第33条 医学博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目を履修して30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学博士課程に3年以上在学すれば修了を認定することができる。

(法科大学院の課程の修了)

第33条の2 法科大学院の課程に3年以上在学し、所定の授業科目を履修して98単位以上を修得した者に対し、研究科教授会の議を経て、修了を認定する。

- 2 法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者の前項の在学期間については、1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、32単位を修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法科大学院が修得したものとみなすことができる単位数は、第22条第3項、第24条第3項及び第24条の2第2項の規定により本学大学院において修得したものとして認定する単位数と合わせて35単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第34条 総長は、第31条から前条まで及び第70条の規定により課程を修了した者に、それぞれ修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 学位の種類、論文審査の方法、試験等については、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところによる。

(単位等認定書)

第35条 博士課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者には、単位等認定書を交付することができる。

第7章 除籍及び懲戒

(除籍)

第36条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、総長は、当該研究科教授会の議を経て、除籍する。

- 一 所定の在学年限に達しても、課程を修了できないとき。
- 二 傷病その他の事由により、成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。
- 五 入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は一部免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者が、所定の期日までに納入すべき入学料を納入しないとき。

(懲戒)

- 第37条 学生の懲戒については、総長が、その都度懲戒委員会を設けて処理する。
- 2 懲戒委員会の構成については、別に定める。
 - 3 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。
 - 4 停学期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料の納入)

第38条 入学を志願する者は、願書を提出する際に検定料を納入しなければならない。

(入学料の納入)

第39条 入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第40条 入学する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入学料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

- 一 本学大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められるとき。
- 二 前号に規定するもののほか、特別の事情により入学料を納入することが著しく困難であると認められるとき。

2 前項に規定する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料の納入)

第41条 各年度に係る授業料は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては4月、後期にあつては10月に納入しなければならない。ただし、後期に係る授業料については、当該年度の前期に係る授業料を納入するときに納入することができる。

2 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納入することができる。

(学年の途中で課程を修了する場合の授業料)

第42条 学生が、特別の事情により学年の途中で課程を修了する場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月割額」という。)に在学する月数を乗じて得た額を、当該学年の初めの月に納入しなければならない。ただし、課程を修了する月が後期の納入すべき時期(以下「後期の納期」という。)後であるときは、後期の納期後の在学期間に係る授業料は、後期の納期に納入しなければならない。

(転学、退学及び除籍の場合の授業料)

第43条 学生が、後期の納期前に転学、退学又は除籍の場合、納入すべき授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(復学した場合の授業料)

第44条 学生が、前期又は後期の途中において復学した場合は、月割額に復学の日の属する月から次の納入すべき時期前までの月数を乗じて得た額を、復学の日の属する月に納入しなければならない。

(留学及び停学期間中の授業料)

第45条 学生は、留学又は停学期間中であっても、授業料を納入しなければならない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第46条 経済的理由により授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者その他特別の事情があると認められる者に対しては、その期の授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2 前項に規定する授業料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(授業料等の不徴収)

第46条の2 第38条、第39条及び第41条の規定にかかわらず、本学と外国の大学との双方の大学の学位を取得させることを目的として締結した大学間交流協定に基づき受け入れる者で総長が授業料等を不徴収とした者については、検定料、入学料及び授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

(寄宿料の納入)

第46条の3 寄宿舎に入居する者は、所定の期日までに寄宿料を納入しなければならない。

(寄宿料の免除)

第46条の4 寄宿舎に入居する者が特別な事情により寄宿料の納入が著しく困難であると認められるときは、寄宿料を免除することができる。

2 前項に規定する寄宿料の免除の取扱いについては、別に定める。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第47条 第38条の検定料、第39条の入学料、第41条の授業料及び第46条の2の寄宿料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程(令和2年度機構規程第65号。以下「料金規程」という。)の定める額とする。

(既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料)

第48条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返納しない。ただし、次に掲げる検定料及び授業料については、この限りでない。

一 法科大学院で行う第15条に規定する入学試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者が納入した第2段階目の選抜に係る検定料

二 前期に係る授業料を納入するときに、当該年度の後期に係る授業料を納入した者が、後期の納期前に休学又は退学した場合における納入した後期に係る授業料

三 第41条第2項の規定により納入した授業料

第9章 大学院特別聴講学生、科目等履修生、特別研究学生及び大学院研究生

第1節 大学院特別聴講学生

(大学院特別聴講学生)

第49条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において授業科目を履修し、単位を修得しようとするものがあるときは、研究科長は、当該大学院との協議により、研究科教授会の議を経て、大学院特別聴講学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第50条 大学院特別聴講学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第51条 大学院特別聴講学生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに本学と外国の大学との大学間交流協定に基づき受け入れる者で総長が授業料等を不徴収とした者(以下「協定留学生」という。)及び大学間相互単位互換協定に基づく大学院特別聴講学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料等の不徴収の取扱いについては、別に定める。

- 3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。
- 4 大学院特別聴講学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第51条の2 大学院特別聴講学生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究科長は、研究科教授会の議を経て、除籍することができる。

- 一 本学の大学院特別聴講学生として適当でないと認められるとき。
- 二 傷病その他の事由により大学院特別聴講学生として成業の見込みがないと認められるとき。
- 三 死亡又は行方不明となったとき。
- 四 授業料納入の義務を怠り、督促を受けても、なお納入しないとき。

(その他)

第52条 本節に規定するもののほか、大学院特別聴講学生に関することは、研究科において定める。

第2節 科目等履修生

(科目等履修生)

第52条の2 本学大学院の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、科目等履修生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第52条の3 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第52条の4 科目等履修生として入学を志願する者は、願書に履修しようとする授業科目及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

(入学料)

第52条の5 科目等履修生として入学する者は、所定の日までに入学料を納入しなければならない。

- 2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第52条の6 科目等履修生は、履修しようとする授業科目の単位数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。

- 2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第52条の7 科目等履修生の除籍については、第51条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

(その他)

第52条の8 本節に規定するもののほか、科目等履修生に関することは、研究科において定める。

第3節 特別研究学生

(特別研究学生)

第53条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科又は研究所等の長は、当該大学院との協議により、研究科教授会等の議を経て、特別研究学生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第54条 特別研究学生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(授業料等)

第55条 特別研究学生は、研究指導を受けようとする期間の月数に応じて、入学を許可された月に授業料を納入しなければならない。ただし、国立大学の大学院の学生並びに協定留学生及び大学間特別研究学生交流協定に基づく特別研究学生で総長が授業料を不徴収とした者については、授業料の納入を要しない。

2 前項に規定する授業料の不徴収の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

4 特別研究学生として入学しようとする者は、検定料及び入学料の納入を要しない。

(除籍)

第55条の2 特別研究学生の除籍については、第51条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「特別研究学生」と読み替えるものとする。

(その他)

第56条 本節に規定するもののほか、特別研究学生に関することは、研究科又は研究所等において定める。

第4節 大学院研究生

(大学院研究生)

第57条 本学大学院において特別の事項について研究しようとする者がある場合、研究科において適当と認めるときは、大学院研究生として入学を許可することができる。

(入学の時期)

第58条 大学院研究生の入学の時期は、学期の初めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(入学出願手続)

第59条 大学院研究生として入学を志願する者は、願書に研究事項及び期間を記載し、履歴書及び検定料を添え、所定の期日までに当該研究科長に提出しなければならない。

(入学料)

第60条 大学院研究生として入学する者は、所定の期日までに入学料を納入しなければならない。

2 前項の入学料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(授業料)

第61条 大学院研究生は、前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期の区分ごとに、それぞれの期における在学予定期間に相当する授業料の額を当該期間における当初の月に納入しなければならない。

2 前項の授業料については、免除及び徴収猶予を行わない。

(除籍)

第61条の2 大学院研究生の除籍については、第51条の2の規定を準用する。この場合において、同条中「大学院特別聴講学生」とあるのは「大学院研究生」と読み替えるものとする。

(研究費)

第62条 研究に要する費用は、特に定めるもののほか、大学院研究生の負担とする。

(その他)

第63条 本節に規定するもののほか、大学院研究生に関することは、研究科において定める。ただし、大学院研究生の定員、入学資格、選考方法等を定めるに際しては、教育研究評議会の議を経るものとする。

第5節 検定料、入学料及び授業料の額

第64条 第59条の検定料、第60条第1項の入学料並びに第51条第1項、第55条第1項及び第61条第1項の授業料の額は、それぞれ料金規程に定める額とする。

第10章 外国人留学生

第65条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生の入学許可については、第16条に規定する保証書の提出を要しない。

3 外国人留学生は、学生定員の枠外とすることができる。

4 前3項に規定するもののほか、外国人留学生の入学その他に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 国際連携専攻

(国際連携専攻の入学及び進学)

第66条 国際連携専攻における入学及び進学の出願手続については、第14条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と当該研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上、別に定める。

2 国際連携専攻における入学又は進学試験に関することは、第15条の規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

(国際連携教育課程)

第67条 国際連携専攻における、連携外国大学院と連携した教育課程（以下「国際連携教育課程」という。）に関することは、研究科規程で定める。

(共同開設科目)

第68条 国際連携専攻において、連携外国大学院と共同して開設した授業科目（以下「共同開設科目」という。）に関することは、研究科規程で定める。

2 国際連携専攻の学生が共同開設科目の履修により修得した単位は、5単位を超えない範囲で、研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国大学院において修得した単位数が、第70条第1項及び第2項の規定により連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

第69条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

第70条 国際連携専攻である博士課程及び医学博士課程の修了の要件（第32条第3項本文に規定する場合を除く。）は、第32条（第3項を除く。）及び第33条に、

それぞれ定めるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により15単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。

- 2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第20条の2、第22条第3項及び第24条の2第2項の規定により修得したものと認定することができる単位を含まないものとする。ただし、第20条の2の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の除籍及び懲戒)

第71条 国際連携専攻の学生の除籍及び懲戒については、第36条及び第37条の規定によるもののほか、国際連携専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定めることができる。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第72条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第38条、第40条及び第41条の規定にかかわらずその全額を免除するものとする。

(その他)

第73条 本則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議の上、別に定める。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- 七 その他国際連携専攻に関する事項

附 則

- 1 この通則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学大学院通則を適用する。
- 2 第48条第1号の規定は、平成16年度入学試験から適用する。
- 3 文学研究科、理学研究科、工学研究科、人間情報学研究科、多元数理科学研究科及び情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成16年度においては、別表にかかわらず、次のとおりとする。
文学研究科後期課程 収容定員86名
理学研究科後期課程 収容定員217名
工学研究科後期課程 収容定員509名
人間情報学研究科後期課程 収容定員39名
多元数理科学研究科後期課程 収容定員95名
情報科学研究科後期課程 収容定員96名
- 4 法学研究科の前期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。
法学研究科前期課程 平成16年度 収容定員95名
- 5 法学研究科及び医学系研究科の後期課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりと

する。

法学研究科後期課程 平成16年度 収容定員79名 平成17年度 収容定員65名
医学系研究科後期課程 平成16年度 収容定員17名 平成17年度 収容定員34名

- 6 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、別表にかかわらず、次のとおりとする。

法科大学院専門職学位課程 平成16年度 収容定員80名 平成17年度 収容定員160名

附 則(平成17年2月21日通則第4号)

この通則は、平成17年2月21日から施行し、改正後の第51条及び第55条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年4月25日通則第2号)

この通則は、平成17年4月25日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成17年10月24日通則第4号)

この通則は、平成17年10月24日から施行する。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この通則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月13日通則第8号)

- 1 この通則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 工学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成18年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、945人とする。
- 3 工学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度 479人 平成19年度 457人

附 則(平成19年2月26日通則第2号)

- 1 この通則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第33条の2第1項の規定は、平成18年5月24日から適用する。ただし、法科大学院に平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月25日通則第1号)

この通則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成20年3月10日通則第3号)

- 1 この通則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 教育発達科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成20年度 85人 平成21年度 89人

附 則(平成21年3月23日通則第2号)

- 1 この通則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 情報科学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成21年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、232人とする。

- 3 情報科学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成21年度 131人 平成22年度 118人

附 則(平成22年3月2日通則第3号)

- 1 この通則は、平成22年4月1日から施行する。
2 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成22年度 230人 平成23年度 220人

- 3 理学研究科及び生命農学研究科の前期課程に係る収容定員は、平成22年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 329人

生命農学研究科 266人

- 4 生命農学研究科の後期課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成22年度 159人 平成23年度 147人

附 則(平成23年3月1日通則第2号)

- 1 この通則は、平成23年4月1日から施行する。
2 改正後の第33条の2の規定は、法科大学院に平成23年度に入学した者から適用し、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年7月19日通則第1号)

この通則は、平成23年7月19日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年3月21日通則第3号)

- 1 この通則は、平成24年4月1日から施行する。
2 理学研究科、工学研究科及び生命農学研究科の前期課程並びに創薬科学研究科の課程に係る収容定員は、平成24年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理学研究科 346人

工学研究科 995人

生命農学研究科 284人

創薬科学研究科 27人

附 則(平成24年10月16日通則第2号)

この通則は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年3月29日通則第3号)

この通則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月4日通則第1号)

- 1 この通則は、平成26年4月1日から施行する。
2 理学研究科、工学研究科、生命農学研究科及び創薬科学研究科の後期課程に係る収容定員は、平成26年度及び平成27年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 平成26年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|
| 理学研究科 | 218人 | 217人 |

| | | |
|---------|------|------|
| 工学研究科 | 433人 | 431人 |
| 生命農学研究科 | 132人 | 129人 |
| 創薬科学研究科 | 10人 | 20人 |

附 則(平成27年3月3日規程第63号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日通則第1号)
この通則は、平成27年10月1日から施行する。

- 附 則(平成28年3月1日通則第2号)
- この通則は、平成28年4月1日から施行する。
 - 法科大学院の専門職学位課程に係る収容定員は、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成28年度190人 平成29年度 170人

附 則(平成28年6月21日通則第2号)
この通則は、平成28年6月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成28年9月13日通則第3号)
この規程は、平成28年10月1日から施行する。

- 附 則(平成29年2月21日通則第4号)
- この通則は、平成29年4月1日から施行する。
 - 文学研究科、国際言語文化研究科及び情報科学研究科並びにこの通則による改正前の工学研究科の専攻及び国際開発研究科国際コミュニケーション専攻は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該研究科及び専攻に在籍する者が当該研究科及び専攻に在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 人文学研究科、情報学研究科、工学研究科、環境学研究科及び創薬科学研究科の前期課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成29年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 |
|--------|------------|------|
| 人文学研究科 | 人文学専攻 | 104人 |
| 情報学研究科 | 数理情報学専攻 | 14人 |
| | 複雑系科学専攻 | 36人 |
| | 社会情報学専攻 | 18人 |
| | 心理・認知科学専攻 | 15人 |
| | 情報システム学専攻 | 32人 |
| | 知能システム学専攻 | 29人 |
| 工学研究科 | 有機・高分子化学専攻 | 34人 |
| | 応用物質化学専攻 | 34人 |
| | 生命分子工学専攻 | 28人 |
| | 応用物理学専攻 | 39人 |
| | 物質科学専攻 | 39人 |
| | 材料デザイン工学専攻 | 34人 |
| | 物質プロセス工学専攻 | 35人 |
| | 化学システム工学専攻 | 34人 |

| | | |
|---------|----------------|------|
| | 電気工学専攻 | 34人 |
| | 電子工学専攻 | 47人 |
| | 情報・通信工学専攻 | 33人 |
| | 機械システム工学専攻 | 66人 |
| | マイクロ・ナノ機械理工学専攻 | 36人 |
| | 航空宇宙工学専攻 | 38人 |
| | エネルギー理工学専攻 | 18人 |
| | 総合エネルギー工学専攻 | 18人 |
| | 土木工学専攻 | 36人 |
| 環境学研究科 | 地球環境科学専攻 | 107人 |
| | 社会環境学専攻 | 63人 |
| 創薬科学研究科 | 基盤創薬学専攻 | 59人 |

- 4 情報学研究科，工学研究科，国際開発研究科及び環境学研究科の前期課程に係る収容定員の計は，平成29年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科 | 収容定員 |
|---------|--------|
| 情報学研究科 | 144人 |
| 工学研究科 | 1,098人 |
| 国際開発研究科 | 108人 |
| 環境学研究科 | 264人 |

- 5 人文学研究科，情報学研究科，理学研究科，工学研究科及び環境学研究科の後期課程並びに医学系研究科医学博士課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成29年度及び平成30年度（理学研究科名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻及び医学系研究科名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻を除く。）においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 | |
|--------|-------------------------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 人文学研究科 | 人文学専攻 | 61人 | 122人 |
| 情報学研究科 | 数理情報学専攻 | 4人 | 8人 |
| | 複雑系科学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 社会情報学専攻 | 5人 | 10人 |
| | 心理・認知科学専攻 | 7人 | 14人 |
| | 情報システム学専攻 | 9人 | 18人 |
| | 知能システム学専攻 | 10人 | 20人 |
| 理学研究科 | 物質理学専攻 | 68人 | 67人 |
| | 生命理学専攻 | 56人 | 55人 |
| | 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 | 4人 | — |
| 医学系研究科 | 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 | 12人 | — |
| 工学研究科 | 有機・高分子化学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 応用物質化学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 生命分子工学専攻 | 6人 | 12人 |
| | 応用物理学専攻 | 9人 | 18人 |
| | 物質科学専攻 | 9人 | 18人 |

| | | | |
|--------|----------------|-----|-----|
| | 材料デザイン工学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 物質プロセス工学専攻 | 9人 | 18人 |
| | 化学システム工学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 電気工学専攻 | 9人 | 18人 |
| | 電子工学専攻 | 13人 | 26人 |
| | 情報・通信工学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 機械システム工学専攻 | 14人 | 28人 |
| | マイクロ・ナノ機械理工学専攻 | 8人 | 16人 |
| | 航空宇宙工学専攻 | 8人 | 16人 |
| | エネルギー理工学専攻 | 5人 | 10人 |
| | 総合エネルギー工学専攻 | 4人 | 8人 |
| | 土木工学専攻 | 9人 | 18人 |
| 環境学研究科 | 地球環境科学専攻 | 74人 | 73人 |
| | 社会環境学専攻 | 49人 | 44人 |

- 6 情報学研究科，国際開発研究科及び環境学研究科の後期課程に係る収容定員の計は，平成29年度及び平成30年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科 | 収容定員 | |
|---------|--------|--------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 |
| 情報学研究科 | 43人 | 86人 |
| 国際開発研究科 | 86人 | 76人 |
| 環境学研究科 | 186人 | 180人 |

- 7 医学系研究科医学博士課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成29年度から平成31年度までにおいては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 | | |
|--------|---------------------------|--------|--------|--------|
| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 医学系研究科 | 総合医学専攻 | 628人 | 620人 | 616人 |
| | 名古屋大学・ルンド大学 国際連携総合医学専攻 | 4人 | 8人 | 12人 |

附 則(平成29年6月20日通則第1号)

この通則は，平成29年6月20日から施行し，平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月20日通則第3号)

- この通則は，平成30年4月1日から施行する。
- この通則による改正前の生命農学研究科の専攻及び国際開発研究科の専攻は，改正後の第2条の規定にかかわらず，平成30年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 生命農学研究科及び国際開発研究科の前期課程において，次の表に掲げる専攻の収容定員は，平成30年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 |
|---------|-------------|------|
| 生命農学研究科 | 森林・環境資源科学専攻 | 27人 |
| | 植物生産科学専攻 | 30人 |
| | 動物科学専攻 | 28人 |

| | | |
|---------|----------|-----|
| | 応用生命科学専攻 | 66人 |
| 国際開発研究科 | 国際開発協力専攻 | 44人 |

- 4 生命農学研究科の前期課程に係る収容定員の計は、平成30年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、290人とする。
- 5 生命農学研究科及び国際開発研究科の後期課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成30年度及び平成31年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 | |
|---------|-------------------------|--------|--------|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 生命農学研究科 | 森林・環境資源科学専攻 | 7人 | 14人 |
| | 植物生産科学専攻 | 9人 | 18人 |
| | 動物科学専攻 | 7人 | 14人 |
| | 応用生命科学専攻 | 17人 | 34人 |
| | 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻 | 2人 | 4人 |
| 国際開発研究科 | 国際開発協力専攻 | 22人 | 44人 |

附 則(平成30年7月17日通則第1号)

- 1 この通則は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 医学系研究科医学博士課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成30年度から令和2年度までにおいては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 | | |
|--------|--------------------------|--------|--------|-------|
| | | 平成30年度 | 平成31年度 | 令和2年度 |
| 医学系研究科 | 総合医学専攻 | 618人 | 612人 | 606人 |
| | 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻 | 2人 | 4人 | 6人 |

附 則(平成31年2月19日通則第3号)

- 1 この通則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 生命農学研究科の後期課程において、次の表に掲げる専攻の収容定員は、平成31年度及び令和2年度においては、改正後の別表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

| 研究科 | 専攻 | 収容定員 | |
|---------|----------------------------|--------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 |
| 生命農学研究科 | 森林・環境資源科学専攻 | 13人 | 19人 |
| | 応用生命科学専攻 | 33人 | 49人 |
| | 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻 | 2人 | 4人 |

附 則(令和2年2月4日通則第2号)

- 1 この通則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この通則による改正前の医学系研究科の専攻は，改正後の第2条の規定にかかわらず，令和2年3月31日に当該専攻に在籍する者が当該専攻に在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。
- 3 医学系研究科の前期課程において，総合保健学専攻の収容定員は，令和2年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，70人とする。
- 4 医学系研究科の後期課程において，総合保健学専攻の収容定員は，令和2年度及び令和3年度においては，改正後の別表の規定にかかわらず，次のとおりとする。

令和2年度 20人 令和3年度 40人

附 則(令和2年4月1日名大規程第80号)
この規程は，令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月2日名大通則第2号)
この通則は，令和3年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)
[別紙参照]

別表(第4条関係)

| 研究科 | 専攻等 | 入学定員 | | | 収容定員 | | |
|-----------|--------------------------|----------------|------------------|-------------|----------------|------------------|-------------|
| | | 前期課程 (修士課程) | 後期課程 (医学博士課程) | 専門職 学位課程 | 前期課程 (修士課程) | 後期課程 (医学博士課程) | 専門職 学位課程 |
| 人文学研究科 | 人文学専攻 | 104 | 61 | — | 208 | 183 | — |
| 教育発達科学研究科 | 教育科学専攻 | 32 | 16 | — | 64 | 48 | — |
| | 心理発達科学専攻 | 22 | 15 | — | 44 | 45 | — |
| | 計 | 54 | 31 | — | 108 | 93 | — |
| 法学研究科 | 総合法政専攻 | 35 | 17 | — | 70 | 51 | — |
| | 実務法曹養成専攻 | — | — | 50 | — | — | 150 |
| 経済学研究科 | 社会経済システム専攻 | 30 | 15 | — | 60 | 45 | — |
| | 産業経営システム専攻 | 14 | 7 | — | 28 | 21 | — |
| | 計 | 44 | 22 | — | 88 | 66 | — |
| 情報学研究科 | 数理情報学専攻 | 14 | 4 | — | 28 | 12 | — |
| | 複雑系科学専攻 | 36 | 8 | — | 72 | 24 | — |
| | 社会情報学専攻 | 18 | 5 | — | 36 | 15 | — |
| | 心理・認知科学専攻 | 15 | 7 | — | 30 | 21 | — |
| | 情報システム学専攻 | 32 | 9 | — | 64 | 27 | — |
| | 知能システム学専攻 | 29 | 10 | — | 58 | 30 | — |
| | 計 | 144 | 43 | — | 288 | 129 | — |
| 理学研究科 | 素粒子宇宙物理学専攻 | 66 | 30 | — | 132 | 90 | — |
| | 物質理学専攻 | 63 | 22 | — | 126 | 66 | — |
| | 生命理学専攻 | 42 | 18 | — | 84 | 54 | — |
| | 名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻 | — | 2 | — | — | 6 | — |
| | 計 | 171 | 72 | — | 342 | 216 | — |
| 医学系研究科 | 医科学専攻 | 20 | — | — | 50 | — | — |
| | | <10> | — | — | — | — | — |
| | 総合医学専攻 | — | 151 | — | — | 604 | — |
| | 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 | — | 4 | — | — | 16 | — |
| | 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻 | — | 4 | — | — | 16 | — |
| | 名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻 | — | 2 | — | — | 8 | — |
| | 総合保健学専攻 | 70 | 20 | — | 140 | 60 | — |
| | 計 | 100 | 181 | — | 190 | 704 | — |

| | | | | | | | |
|----------------------------|----------------|-------------|-----|---|------|-----|----|
| 工学研究科 | 有機・高分子化学専攻 | 34 | 8 | — | 68 | 24 | — |
| | 応用物質化学専攻 | 34 | 8 | — | 68 | 24 | — |
| | 生命分子工学専攻 | 28 | 6 | — | 56 | 18 | — |
| | 応用物理学専攻 | 39 | 9 | — | 78 | 27 | — |
| | 物質科学専攻 | 39 | 9 | — | 78 | 27 | — |
| | 材料デザイン工学専攻 | 34 | 8 | — | 68 | 24 | — |
| | 物質プロセス工学専攻 | 35 | 9 | — | 70 | 27 | — |
| | 化学システム工学専攻 | 34 | 8 | — | 68 | 24 | — |
| | 電気工学専攻 | 34 | 9 | — | 68 | 27 | — |
| | 電子工学専攻 | 47 | 13 | — | 94 | 39 | — |
| | 情報・通信工学専攻 | 33 | 8 | — | 66 | 24 | — |
| | 機械システム工学専攻 | 66 | 14 | — | 132 | 42 | — |
| | マイクロ・ナノ機械理工学専攻 | 36 | 8 | — | 72 | 24 | — |
| | 航空宇宙工学専攻 | 38 | 8 | — | 76 | 24 | — |
| | エネルギー理工学専攻 | 18 | 5 | — | 36 | 15 | — |
| | 総合エネルギー工学専攻 | 18 | 4 | — | 36 | 12 | — |
| | 土木工学専攻 | 36 | 9 | — | 72 | 27 | — |
| | 計 | 603 | 143 | — | 1,20 | 429 | — |
| | 生命農学研究科 | 森林・環境資源科学専攻 | 27 | 6 | — | 54 | 18 |
| 植物生産科学専攻 | | 30 | 9 | — | 60 | 27 | — |
| 動物科学専攻 | | 28 | 7 | — | 56 | 21 | — |
| 応用生命科学専攻 | | 66 | 16 | — | 132 | 48 | — |
| 名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻 | | — | 2 | — | — | 6 | — |
| 名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻 | | — | 2 | — | — | 6 | — |
| 計 | | 151 | 42 | — | 302 | 126 | — |
| 国際開発研究科 | 国際開発協力専攻 | 44 | 22 | — | 88 | 66 | — |
| 多元数理科学研究科 | 多元数理科学専攻 | 47 | 30 | — | 94 | 90 | — |
| 環境学研究科 | 地球環境科学専攻 | 53 | 24 | — | 106 | 72 | — |
| | 都市環境学専攻 | 47 | 21 | — | 94 | 63 | — |
| | 社会環境学専攻 | 27 | 13 | — | 54 | 39 | — |
| | 計 | 127 | 58 | — | 254 | 174 | — |
| 創薬科学研究科 | 基盤創薬学専攻 | 32 | 10 | — | 64 | 30 | — |

備考 医学系研究科医科学専攻欄の〈 〉内は、修業年限1年のコースの定員を外数で示す。

○名古屋大学学位規程

(平成16年4月1日規程第104号)

| | | |
|----|-------------------|-------------------|
| 改正 | 平成16年7月20日規程第285号 | 平成18年1月23日規程第49号 |
| | 平成18年2月27日通則第6号 | 平成20年3月24日規程第109号 |
| | 平成24年3月21日規程第91号 | 平成24年10月16日規程第39号 |
| | 平成25年9月17日規程第39号 | 平成26年3月4日規程第92号 |
| | 平成27年9月15日規程第57号 | 平成28年2月15日規程第108号 |
| | 平成29年2月21日規程第91号 | 平成29年4月18日規程第4号 |
| | 平成30年12月18日規程第54号 | 平成31年3月19日規程第116号 |
| | 令和2年4月1日名大規程第80号 | |

(学位の種類)

第1条 名古屋大学（以下「本学」という。）において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職とする。

(学位の専攻分野等の名称)

第2条 名古屋大学通則(平成16年度通則第1号)第32条第1項の規定により卒業を認定された者に学士の学位を授与し、その学位記には、学部又は学科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

| 学部 | 学科名 | 学士 |
|------|------|--------------------|
| 文学部 | | 文学 |
| 教育学部 | | 教育学 |
| 法学部 | | 法学 |
| 経済学部 | | 経済学 |
| 情報学部 | | 情報学 |
| 理学部 | | 理学 |
| 医学部 | 医学科 | 医学 |
| | 保健学科 | 看護学 保健学 リハビリテーション学 |
| 工学部 | | 工学 |
| 農学部 | | 農学 |

2 名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号。以下「大学院通則」という。)第34条第1項の定めるところにより本学大学院の課程を修了した者に修士、博士又は専門職の学位を授与し、その学位記には、研究科の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

| 研究科名 | 修士 | 博士 | 専門職 |
|-----------|---------------------------|--------------------|-----------|
| 人文学研究科 | 文学 歴史学 学術 | 文学 歴史学 学術 | |
| 教育発達科学研究科 | 教育学 教育 心理学 臨床心理学 | 教育学 教育 心理学 | |
| 法学研究科 | 法学 比較法学 現代法学 | 法学 比較法学 現代法学 | 法務博士（専門職） |
| 経済学研究科 | 経済学 経営管理学 | 経済学 | |
| 情報学研究科 | 情報学 学術 | 情報学 学術 | |
| 理学研究科 | 理学 | 理学 | |
| 医学系研究科 | 医科学 医療行政学 公衆衛生学 | 医学 看護学 | |

| | | |
|-----------|---|---|
| | 看護学 医療技術学 リハビリテーション学 療法学 | 医療技術学 リハビリテーション学 療法学 |
| 工学研究科 | 工学 | 工学 |
| 生命農学研究科 | 農学 | 農学 |
| 国際開発研究科 | 国際開発学 | 国際開発学 |
| 多元数理科学研究科 | 数理学 | 数理学 |
| 環境学研究科 | 環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学 | 環境学 社会学 地理学 法学 経済学 理学 工学 建築学 |
| 創薬科学研究科 | 創薬科学 | 創薬科学 |

- 3 前2項に規定する専攻分野の名称の英文表記については、別に定める。
(学位授与の要件)

第3条 前条第2項に定めるもののほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも博士の学位を授与することができる。
(課程による者の論文等の提出)

第4条 本学大学院の課程による論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。）は、各研究科で定める授業科目を履修し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該研究科長に提出するものとする。
(課程によらない者の学位授与の申請)

第5条 第3条により学位を得ようとする者は、論文に履歴書及び学位審査手数料を添え、学位の種類を指定した願書を当該研究科教授会又は当該研究科教授会が学位審査を委任している委員会等(以下「研究科教授会等」という。)の承認を得て、総長に提出するものとする。
(論文等)

第6条 主論文は1編とし、博士論文にあつてはその要旨を添付して提出するものとする。この場合、必要により、参考論文を添付することができる。

- 2 特定の課題についての研究の成果は、各研究科で定めるところにより提出するものとする。

第7条 提出した論文（前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。）及び納入した審査手数料は、返納しない。
(学位審査委員会)

第8条 博士論文を受理したときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会を組織する。ただし、国際連携専攻における博士論文を受理したときは、当該国際連携専攻を設ける研究科と連携して教育研究を実施する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）と協議の上、当該研究科の教授2名以上を含む審査委員を選出し、連携外国大学院の教授その他の者を加えて、連携外国大学院と合同の学位審査委員会を組織する。

- 2 修士論文若しくは特定の課題についての研究の成果を受理したとき、又は第11条に規定する博士論文研究基礎力審査を行うときは、研究科教授会等は、当該研究科の教授、准教授又は講師2名以上を含む審査委員を選出し、学位審査委員会

を組織する。ただし、当該委員会の委員には少なくとも当該研究科の教授を1名含まなければならない。

3 前2項の場合において、必要あるときは、本学の他の研究科若しくは研究所、他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等の教授その他の者を学位審査委員会に委員として加えることができる。

4 学位審査委員会は、論文及び特定の課題についての研究の成果の審査並びに試験並びに第11条に規定する博士論文研究基礎力審査に関する事項を担当する。

(審査期間)

第9条 博士論文は、受理した後、1年以内に審査を終了するものとする。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会等の議決を経て、審査期間を延長することができる。

2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果は、在学中に提出させ、審査を終了するものとする。

3 第11条に規定する博士論文研究基礎力審査は、在学中に行い、審査を終了するものとする。

(試験及び学力審査)

第10条 試験は、論文(前期課程及び医学系研究科の修士課程にあつては特定の課題についての研究の成果を含む。)の審査終了後に、筆記又は口頭で行う。

2 博士の試験は、論文の内容及びこれに関連ある専門分野の学識及び研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力について、修士の試験は、論文又は特定の課題についての研究の成果の内容を中心として学識及び研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力について、審査するものとする。

3 第3条による論文提出者に対しては、前項のほか、更に専攻学術に関し、大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有するか否かについて、審査するものとする。

第11条 大学院通則第31条の2に規定する博士論文研究基礎力審査は、前期課程又は医学系研究科の修士課程において修得し、又は涵養すべき専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養について筆記等による試験を行うとともに、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力について研究報告の提出及び口頭試問等による審査を行うものとする。

(審査結果の報告及び学位授与の議決)

第12条 学位審査委員会は、審査の結果を研究科教授会等に報告する。ただし、博士の学位試験については、その要旨を書面で報告しなければならない。

2 研究科教授会等は、前項の報告に基づいて合否を審議決定する。

3 学位審査の研究科教授会等における議決の方法は、各研究科が定める。ただし、その開会定足数は、当該研究科教授会委員全員(海外旅行中又は休職中の者を除く。)の3分の2以上であることを要し、合格の決定は、無記名投票により、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(合格者の報告)

第13条 研究科長は、学位試験に合格した者を合格決定の日から20日以内に、総長に報告しなければならない。この場合、博士の学位試験に合格した者については、論文の要旨、論文審査及び試験の結果の要旨並びに履歴書各1通を提出するものとする。

(学位の授与及び学位記の様式)

第14条 学部の定める卒業の資格を認定された者には、当該学部長の報告に基づき、又は学位試験に合格した者には、当該研究科長の報告に基づき、総長は、所定の学位を授与する。

2 学位記は、別記様式1-1から別記様式6-2までに定めるとおりとする。ただし、別記様式3-3（課程修了によるもの（国際連携専攻））における和文に併記する英文等及び大学長名、大学長印等については、連携外国大学院との協議により記載することとする。

（論文要旨等の公表）

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した研究科の承認を受け、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した研究科の協力を得て、附属図書館が実施する名古屋大学学術機関リポジトリを活用し、インターネットの利用により行うものとする。

4 学位授与後に公表する場合は、名古屋大学審査学位論文と明記することを要する。

（学位授与の取消し）

第17条 修士、博士又は専門職の学位を授与された者で、次の各号のいずれかに該当するときは、教育研究評議会の議を経て、授与した学位を取り消すものとする。

一 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

二 修士、博士又は専門職の学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

（学位審査手数料）

第18条 第5条の学位審査手数料の額は、東海国立大学機構授業料等の料金に関する規程（令和2年度機構規程第65号）に規定する額とする。

（雑則）

第19条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関し必要な事項は、各研究科において定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月20日規程第285号)

1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

2 法学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成16年4月以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修している者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年1月23日規程第49号)

- 1 この規程は、平成18年3月27日から施行する。ただし、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 国際開発研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学し、当該専攻分野に係る課程を履修しているものについては、なお従前の例による。

附 則(平成18年2月27日通則第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日規程第109号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月21日規程第91号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月16日規程第39号)

この規程は、平成24年10月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年9月17日規程第39号)

- 1 この規程は、平成25年9月17日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第15条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 第1項の規定にかかわらず、改正後の第16条の規定は、平成25年4月1日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月4日規程第92号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日規程第57号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月15日規程第108号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、平成27年度以前に受理した博士論文に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月21日規程第91号)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 情報文化学部の専攻分野の名称は、改正後の第2条第1項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る卒業の資格を認定された者については、なお従前の例による。
- 3 文学研究科、国際開発研究科、国際言語文化研究科、環境学研究科及び情報科学研究科の専攻分野の名称は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、改正前の当該専攻分野に係る課程を修了した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年4月18日規程第4号)

この規程は、平成29年5月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、施行日以前に受理した修士論文又は特定の課題についての研究の成果に係る学位審査委員会の組織については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月18日規程第54号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月19日規程第116号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日名大規程第80号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

参考

名古屋大学授業料等の料金に関する規程に定める額

| | |
|---------|---------|
| 学位審査手数料 | 57,000円 |
|---------|---------|

別記様式1-1
[別紙参照]

別記様式1-2 (英文)
[別紙参照]

別記様式2-1 (修士論文の審査によるもの)
[別紙参照]

別記様式2-2 (修士論文の審査によるもの (英文))
[別紙参照]

別記様式3-1 (課程修了によるもの)
[別紙参照]

別記様式3-2 (課程修了によるもの (プログラム))
[別紙参照]

別記様式3-3 (課程修了によるもの (国際連携専攻))
[別紙参照]

別記様式3-4 (課程修了によるもの (英文))
[別紙参照]

別記様式3-5 (課程修了によるもの (プログラム) (英文))
[別紙参照]

別記様式4-1 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの)
[別紙参照]

別記様式4-2 (研究成果の審査及び博士論文研究基礎力審査によるもの (英文))
[別紙参照]

別記様式5-1 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの)
[別紙参照]

別記様式5-2 (法科大学院専門職学位課程修了によるもの (英文))
[別紙参照]

別記様式6-1（論文提出によるもの）
[別紙参照]

別記様式6-2（論文提出によるもの（英文））
[別紙参照]

○名古屋大学大学院医学系研究科規程

(平成16年4月1日規程第132号)

| | | | |
|----|-------------------|------------------|-------------------|
| 改正 | 平成16年7月21日規程第291号 | 平成17年3月2日規程第339号 | 平成17年3月16日規程第385号 |
| | 平成18年3月15日規程第85号 | 平成19年2月21日規程第86号 | 平成19年6月20日規程第37号 |
| | 平成19年7月18日規程第38号 | 平成19年10月3日規程第40号 | 平成20年2月20日規程第82号 |
| | 平成21年3月4日規程第57号 | 平成21年5月20日規程第7号 | 平成22年2月17日規程第60号 |
| | 平成23年3月2日規程第74号 | 平成23年7月6日規程第29号 | 平成24年3月7日規程第80号 |
| | 平成24年3月29日規程第104号 | 平成25年2月20日規程第87号 | 平成25年6月19日規程第14号 |
| | 平成26年2月5日規程第109号 | 平成27年3月3日規程第63号 | 平成27年3月4日規程第76号 |
| | 平成27年7月1日規程第17号 | 平成28年2月3日規程第104号 | 平成29年1月18日規程第145号 |
| | 平成29年2月1日規程第76号 | 平成30年2月7日規程第90号 | 平成30年3月30日規程第139号 |
| | 平成30年7月18日規程第19号 | 平成30年10月3日規程第46号 | 平成31年2月6日規程第79号 |
| | 令和2年3月4日規程第95号 | 令和2年3月25日規程第108号 | 令和2年9月4日名大規程第90号 |

(趣旨)

第1条 名古屋大学大学院医学系研究科(以下「研究科」という。)における目的、教育課程、授業、研究指導、成績評価等(以下「研究科の教育」という。)については、名古屋大学大学院通則(平成16年度通則第2号)及び名古屋大学大学院共通科目規程(平成22年度規程第47号。以下「大学院共通科目規程」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、研究科の教育に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(目的)

第2条 研究科は、医学及び保健学における学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことにより、文化の進展に寄与するとともに、医学及び保健学における学術の研究者、高度の専門技術者及び教授者を養成することを目的とする。(修士課程の授業科目、単位数等)

第3条 修士課程の授業科目及びその単位数は、別表第1のとおりとする。

2 修士課程医科学専攻(次項の生物系プログラム、第4項の医療行政コース及び第5項の公衆衛生コースを除く。)における授業科目の履修方法は、必修科目30単位を修得しなければならない。

3 修士課程医科学専攻に国際プログラム群に係る生物系プログラムを置き、そのプログラムの授業科目の履修方法は、必修科目26単位並びに選択必修科目において「基盤医学特論」及び「医学基礎実習」の科目のうちからそれぞれ2単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

4 修士課程医科学専攻に医療行政コースを置き、そのコースの授業科目の履修方法は、必修科目30単位を修得しなければならない。

5 修士課程医科学専攻に公衆衛生コースを置き、そのコースの授業科目の履修方法は、必修科目18単位並びに選択必修科目において、疫学・生物統計学、保健医療政策・管理学、環境保健科学及び社会・行動科学の4領域から各2単位以上を含む12単位以上、合計30単位以上を修得しなければならない。

6 各授業科目の単位数の計算の基準は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(博士課程の授業科目、単位数等)

第4条 博士課程(医学を履修する博士課程(以下「医学博士課程」という。))を除く。)の授業科目及びその単位数は、別表第2のとおりとする。

2 博士前期課程の次の各号に掲げる総合保健学専攻のコースにおける授業科目の履修方法は、当該各号に定めるところによる。

- 一 看護学コース 基盤科目から4単位以上，専門科目Ⅰ・Ⅱから12単位以上及び特別研究を1科目10単位，合計30単位以上（合計30単位の中には，他の研究科，他の学部若しくは他の専攻の授業科目又は大学院共通科目規程に定める授業科目の単位数を含めることができる。）を履修しなければならない。ただし，専門科目Ⅰについては，Ⅰ類の授業科目から6単位以上を含め，コース共通科目及びⅠ類の授業科目から8単位以上を履修しなければならない。
 - 二 医療技術学コース 基盤科目から4単位以上，専門科目Ⅰ・Ⅱから10単位以上及び特別研究を1科目10単位，合計30単位以上（合計30単位の中には，他の研究科，他の学部若しくは他の専攻の授業科目又は大学院共通科目規程に定める授業科目の単位数を含めることができる。）を履修しなければならない。ただし，専門科目Ⅰについては，Ⅱ類の授業科目から6単位以上を含め，コース共通科目及びⅡ類の授業科目から8単位以上を履修しなければならない。
 - 三 リハビリテーション療法学コース 基盤科目から4単位以上，専門科目Ⅰ・Ⅱから14単位以上及び特別研究を1科目10単位，合計30単位以上（合計30単位の中には，他の研究科，他の学部若しくは他の専攻の授業科目又は大学院共通科目規程に定める授業科目の単位数を含めることができる。）を履修しなければならない。ただし，専門科目Ⅰについては，同コースの授業科目から4単位以上を含め，コース共通科目及びリハビリテーション療法学コースの授業科目から8単位以上を履修しなければならない。
- 3 博士後期課程の次の各号に掲げる総合保健学専攻のコースにおける授業科目の履修方法は，当該各号に定めるところによる。
- 一 看護学コース 基盤科目及び専門科目から4単位以上，特別研究1科目4単位，合計8単位以上を履修しなければならない。ただし，専門科目については，Ⅲ類の授業科目から2単位以上を履修しなければならない。
 - 二 医療技術学コース 基盤科目及び専門科目から4単位以上，特別研究1科目4単位，合計8単位以上を履修しなければならない。ただし，専門科目については，Ⅳ類の授業科目から2単位以上を履修しなければならない。
 - 三 リハビリテーション療法学コース 基盤科目及び専門科目から4単位以上，特別研究1科目4単位，合計8単位以上を履修しなければならない。ただし，専門科目については，リハビリテーション研究実践特講セミナー2単位を履修しなければならない。
- 4 各授業科目の単位数の計算の基準は，研究科委員会の議を経て，研究科長が定める。

（医学博士課程の科目区分，授業科目，単位数等）

第5条 医学博士課程の授業科目の科目区分及びその内容は，次表のとおりとする。

総合医学専攻

| 科目区分 | | 内容 |
|------|-----|--|
| 基礎科目 | | 大学院教育の一環としてできるだけ幅広く，かつ，基礎的な知識を身に付けさせるための基礎医学領域科目，臨床医学領域科目及び統合医薬学領域科目の各領域に共通の科目である。 |
| 専門科目 | 主科目 | 学生が目指す専門分野の研究を推し進め，創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー及び実験研究から成る。 |
| | 副科目 | 高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ，主科目に関連した科目と |

する。

名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻

| 科目区分 | | 内容 |
|------|------|--|
| 共通科目 | | 名古屋大学及びオーストラリア連邦アデレード大学（以下「アデレード大学」という。）が共同で開講し、双方の国際的な研究者の共同教育の下で先端医学研究及び先端医療を学ぶ科目である。 |
| 専門科目 | A群科目 | 名古屋大学が開講する科目であり、学生が目指す専門分野の研究を推し進め、創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー及び実験研究から成る。 |
| | B群科目 | アデレード大学が開講する科目であり、高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ、A群に関連したセミナー及び実験研究とする |

名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻

| 科目区分 | | 内容 |
|------|---------|--|
| A群科目 | 講義科目 | 名古屋大学が開講する科目であり、情報リソースの把握並びに活用法についての科目、医療統計学の基礎から応用までについての科目及び国際的研究組織構築のための戦略・手法・実例の教授を目的として開講する科目から成る。 |
| | 演習・実習科目 | 名古屋大学が開講する科目であり、学生が目指す専門分野の研究を推し進め、創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー、実験研究及びポートフォリオから成る。 |
| B群科目 | 講義科目 | スウェーデン王国ルンド大学（以下「ルンド大学」という。）が開講する科目であり、医学博士課程での研究への取組又は研究倫理、オーラルコミュニケーション等についての能力を身に付けさせるために開講する科目である。 |
| | 演習・実習科目 | ルンド大学が開講する科目であり、高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ、A群科目に関連したセミナー、実験研究及びポートフォリオから成る。 |

名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻

| 科目区分 | | 内容 |
|------|---------|---|
| A群科目 | 講義科目 | 名古屋大学が開講する科目であり、国際的研究組織構築のための戦略・手法・実例の教授を目的として開講する科目である。 |
| | 演習・実習科目 | 名古屋大学が開講する科目であり、学生が目指す専門分野の研究を推し進め、創造力豊かな研究者又は医療指導者となるための中核的な科目である。 学生の所属する専門分野が開講するセミナー及び実験研究から成る。 |
| B群科目 | 演習・実習科目 | ドイツ連邦共和国フライブルク大学（以下「フライブルク大学」という。）が開講する科目であり、高度な専門知識と研究創造能力を身に付けさせる科目として位置づけられ、A群科目に関連したセミナー及び実験研究から成る。 |

- 2 医学博士課程の授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。
- 3 医学博士課程総合医学専攻（次項の医学系プログラム及び第5項の研究者養成コースを除く。）における修得すべき授業科目及びその単位数は、主として研究する専門分野の主科目16単位、基礎科目4単位以上（基盤医学特論2単位及び基盤医

科学実習2単位以上) , 副科目10単位以上, 合計30単位以上とする。ただし, 基礎医学領域科目を主科目とする者は, 学生の所属する専門分野以外の専門分野が開講するセミナーを副科目とし, 臨床医学領域科目を主科目とする者は, 基礎医学領域科目又は統合医薬学領域科目を副科目とし, 統合医薬学領域科目を主科目とする者は, 基礎医学領域科目又は臨床医学領域科目を副科目とする。

- 4 医学博士課程総合医学専攻に国際プログラム群に係る医学系プログラムを置き, 当該プログラムの授業科目及び履修方法については, 第2項及び前項の規定を準用し, その他必要な事項は, 研究科委員会の議を経て, 研究科長が定める。
- 5 医学博士課程総合医学専攻に研究者養成コース (MD・PhDコース) を置き, 当該コースの授業科目及び履修方法については, 第2項及び第3項の規定を準用し, その他必要な事項は, 研究科委員会の議を経て, 研究科長が定める。
- 6 医学博士課程名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻における修得すべき授業科目及びその単位数は, 名古屋大学が開講するA群科目16単位, 共通科目2単位, アデレード大学が開講するB群科目12単位以上, 合計30単位以上とする。
- 7 医学博士課程名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻における修得すべき授業科目及びその単位数は, 名古屋大学が開講するA群科目から講義科目6単位, 演習・実習科目から「ポートフォリオA」4単位を含め20単位, ルンド大学が開講するB群科目から講義科目3.5単位, 演習・実習科目から「ポートフォリオB」4単位を含め16単位以上, 合計45.5単位以上とする。
- 8 医学博士課程名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻における修得すべき授業科目及びその単位数は, 名古屋大学が開講するA群科目から講義科目2単位及び演習・実習科目16単位, フライブルク大学が開講するB群科目から演習・実習科目12単位以上, 合計30単位以上とする。
- 9 各授業科目の単位数の計算の基準は, 研究科委員会の議を経て, 研究科長が定める。

(指導教員)

第6条 入学を許可された者には, 専門分野に従って, それぞれ指導教員を定める。

- 2 指導教員は, 1名以上とし, 必要に応じて, 他の研究科の教授を加えることができる。
- 3 指導教員は, 授業科目の履修方法の指導及び研究指導を行うものとする。

(学修計画)

第7条 指導教員は, 入学を許可された者の学修計画を定め, 学年開始後1月以内に研究科長に提出しなければならない。

- 2 研究科長は, 前項の学修計画について, 研究科委員会の議を経て承認する。

(他の研究科等の授業科目の履修)

第8条 研究科委員会の議を経て, 研究科長が適当と認めたときは, 他の研究科, 他の学部又は他の専攻の授業科目を履修し, 修得した単位は, 課程修了に必要な単位として認定することができる。

- 2 研究科委員会の議を経て, 研究科長が適当と認めたときは, 大学院共通科目規程に定める授業科目を履修し, 修得した単位は, 課程修了に必要な単位として認定することができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第9条 学生が他の大学院の授業科目を履修し, 修得した単位は, 10単位を超えない範囲で, 課程修了に必要な単位として認定することができる。

- 2 前項の規定により授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、3月前までに研究科長に願い出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学博士課程名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻、医学博士課程名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻又は医学博士課程名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻の学生が他の大学院の授業科目を履修し、修得した単位の認定については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(他の大学院等における研究指導)

第10条 学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けた場合の認定方法は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(留学)

第11条 学生が留学しようとするときは、3月前までに研究科長に願い出なければならない。

- 2 前2条の規定は、学生が留学する場合に準用する。

(成績評価)

第12条 成績評価は、授業科目の試験(以下「科目試験」という。)及び学位試験とする。

- 2 科目試験の成績は、名古屋大学における成績評価及びGPA制度に関する規程(令和元年度規程第68号)の定めるところによる。
- 3 学位試験は、名古屋大学学位規程(平成16年度規程第104号)の定めるところにより行う。
- 4 学位論文は、学修計画によって所定の授業科目を履修し、30単位以上(博士後期課程にあつては8単位以上)を修得した後、随時提出することができる。
- 5 科目試験及び学位試験の時期、方法その他必要な事項は、あらかじめ公示する。

(追試験)

第13条 病気その他やむを得ない事由により科目試験を受けなかった者は、その試験に合格することによって学位論文提出の資格を得られる場合に限り、研究科委員会の議を経て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第14条 学位試験に不合格となった者は、研究科委員会の議を経て、6月後に再試験を受けることができる。

(転入学者の既修得単位の認定)

第15条 他の大学院から転入学した者の既修得単位の認定については、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(転専攻)

第15条の2 学生が総合医学専攻と名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻、名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻又は名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻の間で転専攻を志願しようとするときは、研究科委員会の議を経て、研究科長の許可を得なければならない。

- 2 前項の学生が既に修得した授業科目の単位の認定及び在学期間の取扱いに関しては、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

(大学院特別聴講学生の入学)

第16条 大学院特別聴講学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(科目等履修生)

第17条 科目等履修生の入学は、研究科教授会において選考の上、研究科長が許可する。

2 科目等履修生の履修科目における単位の認定等は、第3条、第4条及び第12条の規定を準用する。

(特別研究学生の入学)

第18条 特別研究学生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(大学院研究生の定員)

第19条 大学院研究生の定員は、198名とする。

(大学院研究生の入学)

第20条 大学院研究生の入学資格は、次のとおりとする。

一 大学の医学部又は歯学部を卒業した者

二 修士の学位を有する者

三 外国において学校教育における18年の課程を修了した者

四 研究科委員会において、前各号のいずれかに該当する者と同等以上の学力があると認められた者

2 大学院研究生の入学は、研究科委員会において選考の上、研究科長が許可する。

(大学院研究生の在学期間)

第21条 大学院研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、学年の途中で入学した場合における在学期間は、当該学年末までとする。

2 在学期間が満了しても研究のため、なお引き続き在学しようとする者があるときは、研究科長の許可を得て在学期間を延長することができる。

3 前項の場合、研究科長は、研究科委員会の議を経て許可する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、平成15年度以前に入学した者については、この規程の施行前の名古屋大学大学院医学系研究科規程を適用する。

附 則(平成16年7月21日規程第291号)

この規程は、平成16年10月1日から施行する。ただし、平成16年9月30日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月2日規程第339号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成17年3月16日規程第385号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、平成16年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月15日規程第85号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年2月21日規程第86号)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第2の項中授業科目及び履修方法に係る規定並びに別表第3の項中授業科目に係る規定は、平成19年度に入学した者から適用し、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年6月20日規程第37号)

この規程は、平成19年6月20日から施行する。ただし、平成18年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成19年7月18日規程第38号)

この規程は、平成19年7月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成19年10月3日規程第40号)

この規程は、平成19年10月3日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年2月20日規程第82号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成19年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月4日規程第57号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成20年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年5月20日規程第7号)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。ただし、平成21年9月30日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月17日規程第60号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月2日規程第74号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成22年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成23年7月6日規程第29号)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月7日規程第80号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、平成23年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月29日規程第104号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日規程第87号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成25年6月19日規程第14号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。ただし、平成25年9月30日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成26年2月5日規程第109号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月3日規程第63号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月4日規程第76号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成27年7月1日規程第17号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月3日規程第104号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年1月18日規程第145号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月1日規程第76号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、平成28年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年2月7日規程第90号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日規程第139号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月18日規程第19号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成30年10月3日規程第46号)

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(平成31年2月6日規程第79号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月4日規程第95号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月25日規程第108号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和元年度以前に入学した者については、なお、従前の例による。

附 則(令和2年9月4日名大規程第90号)

- 1 この規程は，令和2年9月4日から施行し，令和2年4月1日から適用する。ただし，令和元年度以前に入学した者については，なお従前の例による。
- 2 前項の規定にかかわらず，改正後の第17条の規定は，令和2年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)，別表第2(第4条関係)，別表第3(第5条関係)
[別紙参照]

機 構

名古屋大学大学院医学系研究科は、昭和30年に設置された。この研究科は生理系（7講座）、病理系（3講座）、社会医学系（4講座）、内科系（7講座）、外科系（7講座）の計5専攻、28講座で構成され医学研究者等を育成して今日に至った。しかし、21世紀の先端医学と高度医療を担う人材を養成することを目的に、旧来の閉鎖的な小講座制による学部主導の研究体制から、先端化・多様化した現代医学に即する複数の基幹専門分野と広域連携分野を含む大講座制と可塑性に富む新しい専攻を基礎とする大学院主導の包括的かつ開放的な研究体制へと改組すべく、平成10年度から3年次計画で大学院機構の整備を行い、12年度に4専攻から成る新博士課程（平成16年度から医学博士課程に名称変更）の体制が確立した。また13年度には医科学専攻（修士課程）を設置した。25年度に統合医薬学関連講座の創設に伴い、領域融合型教育研究の推進を目的として4専攻を1専攻に統合し、基礎医学領域・臨床医学領域・統合医薬学領域の3領域を設置した。

| | |
|--|---|
| 博士課程 総合医学 (平成25年度設置) | 修士課程 医科学 (平成13年度設置) |
|--|---|

I 博士課程

| | | |
|---|----------------|------|
| 1. 総合医学専攻 Department of Integrated Medicine | 入学定員 Admission | 151名 |
| 2. 名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻 International Collaborative Program in Comprehensive Medical Science between Nagoya University and the University of Adelaide | 入学定員 Admission | 4名 |
| 3. 名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻 International Collaborative Program in Comprehensive Medical Science between Nagoya University and Lund University | 入学定員 Admission | 4名 |
| 4. 名古屋大学・フライブルグ大学国際連携総合医学専攻 International Collaborative Program in Comprehensive Medical Science between Nagoya University and the University of Freiburg | 入学定員 Admission | 2名 |

II 修士課程

| | | |
|--|----------------|-----|
| 1. 医科学専攻 Department of Medical Science | 入学定員 Admission | 20名 |
|--|----------------|-----|

基礎医学領域

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|---|---|-------------------------------------|
| 生物化学 Biological Chemistry | 分子生物学 Molecular Biology | 教授 Prof. 門松 健治 Kadomatsu, Kenji |
| | 分子細胞化学 Molecular and Cellular Biology | |
| 微生物・免疫学 Microbiology and Immunology | 分子病原細菌学 Bacteriology | 教授 Prof. 柴山 恵吾 Shibayama, Keigo |
| | 分子細胞免疫学 Immunology | 教授 Prof. 西川 博嘉 Nishikawa, Hiroyoshi |
| | ウイルス学 Virology | 教授 Prof. 木村 宏 Kimura, Hiroshi |
| 先端応用医学(協力) Advanced Medical Science | 機能分子制御学 Molecular Biochemistry 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 先端応用医学部門 | 教授 Prof. 岡島 徹也 Okajima, Tetsuya |
| | 神経遺伝情報学 Neurogenetics 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 神経疾患病態統御部門 | 教授 Prof. 大野 欽司 Ohno, Kinji |
| | 機能再生医学 Functional Regenerative Medicine 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 先端応用医学部門 | |
| | システム生物学 Systems Biology 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 先端応用医学部門 | 教授 Prof. 島村 徹平 Shimamura, Teppei |
| (工学) | 生物情報解析工学 Bioinformatics Analysis | 教授 Prof. 本多 裕之 Honda, Hiroyuki |
| (工学) | 分子診断ナノ工学 Nanoengineered Molecular Diagnostics | 教授 Prof. 馬場 嘉信 Baba, Yoshinobu |
| 実験動物科学(協力) Laboratory Animal Science | 実験動物科学 Laboratory Animal Science 附属医学教育研究支援センター 実験動物部門 | |
| 細胞科学 Cell Science | 統合生理学 Integrative Physiology | 教授 Prof. 中村 和弘 Nakamura, Kazuhiro |
| | 細胞生理学 Cell Physiology | 教授 Prof. 久場 博司 Kuba, Hiroshi |
| | 細胞薬理学 Cell Pharmacology | |

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|---|--|--|
| 神経科学(協力) Neuroscience | 神経情報薬理学 Neuroscience 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 神経疾患病態統御部門 | |
| 腫瘍病態学(協力) Oncology | 分子腫瘍学 Molecular Carcinogenesis 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 腫瘍病態統御部門 | 教授 Prof. 鈴木 洋 Suzuki, Hiroshi |
| | 腫瘍生物学 Cancer Biology 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 腫瘍病態統御部門 | 教授 Prof. 近藤 豊 Kondo, Yutaka |
| 高次神経統御学(協力) Higher Nervous Control | 分子神経科学 Molecular/Cellular Neuroscience 環境医学研究所 | 教授 Prof. 竹本さやか Takemoto, Sayaka |
| | 免疫代謝学 Immunometabolism 環境医学研究所 | 教授 Prof. 菅波 孝祥 Suganami, Takayoshi |
| 器官系機能調節学(協力) Regulation of Organ Function | 神経性調節学 Neural Regulation 環境医学研究所 | 教授 Prof. 山中 章弘 Yamanaka, Akihiro |
| | 内分泌代謝学 Endocrinology 環境医学研究所 | 教授 Prof. 林 良敬 Hayashi, Yoshitaka |
| 分子・細胞適応学(協力) Molecular and Cellular Adaptation | 人類遺伝・分子遺伝学 Human Genetics and Molecular Biology 環境医学研究所 | 教授 Prof. 荻 朋男 Ogi, Tomoo |
| | 病態神経科学 Neuroscience and Pathobiology 環境医学研究所 | 教授 Prof. 山中 宏二 Yamanaka, Koji |
| 機能形態学 Anatomy and Cell Biology | 分子細胞学 Molecular Cell Biology | 教授 Prof. 和氣 弘明 Wake, Hiroaki |
| | 機能組織学 Functional Anatomy and Neuroscience | 教授 Prof. 木山 博資 Kiyama, Hiroshi |
| | 細胞生物学 Cell Biology | 教授 Prof. 宮田 卓樹 Miyata, Takaki |
| 病理病態学 Pathology | 生体反応病理学 Pathology and Biological Responses | 教授 Prof. 豊國 伸哉 Toyokuni, Shinya |
| | 腫瘍病理学 Tumor Pathology | 教授 Prof. 榎本 篤 Enomoto, Atsushi |
| 発生・再生医学(協力) Development | 分子病理学 Molecular Pathology 附属神経疾患・腫瘍分子医学研究センター 発生・再生医学部門 | |
| 社会生命科学 Social Life Science | 法医・生命倫理学 Legal Medicine and Bioethics | 教授 Prof. 石井 晃 Ishii, Akira |
| | 環境労働衛生学 Occupational and Environmental Health | 教授 Prof. 加藤 昌志 Kato, Masashi |
| | 予防医学 Preventive Medicine | 教授 Prof. 若井 建志 Wakai, Kenji |
| | 国際保健医療学・公衆衛生学 Public Health and Health Systems | 教授 Prof. 八谷 寛 Yatsuya, Hiroshi |
| | 医療行政学 Healthcare Administration | |
| 健康増進医学(協力) Health Promotion Medicine | 健康栄養医学 Human Nutrition 総合保健体育科学センター | 教授 Prof. 石黒 洋 Ishiguro, Hiroshi 教授 Prof. 山本 明子 Yamamoto, Akiko |
| | 健康スポーツ医学 Sports Medicine 総合保健体育科学センター | 教授 Prof. 小池 晃彦 Koike, Teruhiko |
| | 精神病理学・精神療法学 Psychopathology and Psychotherapy 総合保健体育科学センター | |
| | 健康運動科学 Exercise and Sports Physiology 総合保健体育科学センター | 教授 Prof. 石田 浩司 Ishida, Koji 教授 Prof. 片山 敬章 Katayama, Keisho |
| 老化基礎科学(連携) Aging Research | 老化基礎科学 Molecular Aging Research 国立長寿医療研究センター | 連携教授 Adjunct Prof. 丸山 光生 Maruyama, Mitsuo |
| | 認知機能科学 Cognitive Function Research 国立長寿医療研究センター | 連携教授 Adjunct Prof. 中村 昭範 Nakamura, Akinori 連携教授 Adjunct Prof. 櫻井 孝 Sakurai, Takashi |
| 免疫不全統御学(連携) HIV and AIDS | 免疫不全統御学 HIV and AIDS 国立病院機構名古屋医療センター | 連携教授 Adjunct Prof. 岩谷 靖雅 Iwatani, Yasumasa |
| 神経生化学(連携) Neurochemistry | 神経生化学 Neurochemistry 愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所 | 連携教授 Adjunct Prof. 中山 敦雄 Nakayama, Atsuo 連携教授 Adjunct Prof. 永田 浩一 Nagata, Koichi |

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|--|---------------------------|---|
| がん疫学・遺伝学講座 (連携) Cancer Epidemiology and Prevention | がん記述疫学 愛知県がんセンター研究所 | Descriptive Cancer Epidemiology 連携教授 Adjunct Prof. 伊藤 秀美 Ito, Hidemi |
| | がん分析疫学 愛知県がんセンター研究所 | Cancer Epidemiology 連携教授 Adjunct Prof. 松尾恵太郎 Matsuo, Keitaro |
| | 腫瘍遺伝学 愛知県がんセンター研究所 | Cancer Genetics |
| がん分子病因・病態学講座 (連携) Cancer Pathobiology and Informatics | がん病態生理学 愛知県がんセンター研究所 | Cancer Physiology 連携教授 Adjunct Prof. 青木 正博 Aoki, Masahiro |
| | がん分子病因学 愛知県がんセンター研究所 | Molecular and Cellular Oncology 連携教授 Adjunct Prof. 関戸 好孝 Sekido, Yoshitaka |
| | がんシステム情報学 愛知県がんセンター研究所 | Cancer Informatics 連携教授 Adjunct Prof. 山口 類 Yamaguchi, Rui |
| がん先端診断・治療開発学講座 (連携) Cancer Diagnostics and Therapeutics | 標的探索・治療学 愛知県がんセンター研究所 | Target and Drug Discovery 連携教授 Adjunct Prof. 小根山千歳 Oneyama, Chitose |
| | 細胞腫瘍学 愛知県がんセンター研究所 | Cellular Oncology 連携教授 Adjunct Prof. 籠谷 勇紀 Kagoya, Yuki |
| | がん免疫ゲノム学 愛知県がんセンター研究所 | Cancer Immunogenomics 連携教授 Adjunct Prof. 松下 博和 Matsushita, Hirokazu |
| | 先端がん診断学 愛知県がんセンター研究所 | Advanced Cancer Diagnostics 連携教授 Adjunct Prof. 田口 歩 Taguchi, Ayumu |
| | 先端がん標的治療学 愛知県がんセンター研究所 | Advanced Cancer Therapeutics 連携教授 Adjunct Prof. 衣斐 寛倫 Ebi, Hiromichi |
| | 応用ゲノム病理学 愛知県がんセンター研究所 | Translational Molecular Pathology |

臨床医学領域

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|---|--|-------------------------------------|
| 病態内科学 Internal Medicine | 血液・腫瘍内科学 Hematology and Oncology | 教授 Prof. 清井 仁 Kiyoi, Hitoshi |
| | 循環器内科学 Cardiology | 教授 Prof. 室原 豊明 Murohara, Toyoaki |
| | 消化器内科学 Gastroenterology | 教授 Prof. 藤城 光弘 Fujishiro, Mitsuhiro |
| | 呼吸器内科学 Respiratory Medicine | |
| | 糖尿病・内分泌内科学 Endocrinology and Diabetes | 教授 Prof. 有馬 寛 Arima, Hiroshi |
| | 腎臓内科学 Nephrology | 教授 Prof. 丸山 彰一 Maruyama, Shoichi |
| 高次医用科学 High-Technology Application of Medicine | 量子医学 Radiology | 教授 Prof. 長縄 慎二 Naganawa, Shinji |
| | 量子介入治療学 Interventional and Therapeutic Radiology | |
| | 放射線治療学 Radiation Oncology | |
| | 臓器病態診断学 Pathology and Laboratory Medicine | |
| | 病態構造解析学 Diagnostic Pathology | |
| | がん薬物療法学 Clinical Oncology and Chemotherapy | |
| 脳神経病態制御学 Clinical Neurosciences | 神経内科学 Neurology | 教授 Prof. 勝野 雅央 Katsuno, Masahisa |
| | 精神医学 Psychiatry | 教授 Prof. 尾崎 紀夫 Ozaki, Norio |
| | 脳神経外科学 Neurosurgery | 教授 Prof. 齋藤 竜太 Saito, Ryuta |
| | 脳神経先端医療開発学 Frontier Surgical Neuroscience | |
| | 脳血管内治療学 Endovascular Neurosurgery | |
| 頭頸部・感覚器外科学 Head and Neck and Sensory Organ Medicine | 眼科学 Ophthalmology | 教授 Prof. 西口 康二 Nishiguchi, Koji |
| | 感覚器障害制御学 Protective Care for Sensory Disorders | |
| | 耳鼻咽喉科学 Otorhinolaryngology | 教授 Prof. 曾根三千彦 Sone, Michihiko |
| | 顎顔面外科学 Maxillofacial Surgery | 教授 Prof. 日比 英晴 Hibi, Hideharu |
| 病態外科学 Surgery | 腫瘍外科学 Surgical Oncology | 教授 Prof. 江畑 智希 Ebata, Tomoki |
| | 血管外科学 Vascular Surgery | 教授 Prof. 古森 公浩 Komori, Kimihiro |
| | 消化器外科学 Gastroenterological Surgery | 教授 Prof. 小寺 泰弘 Kodera, Yasuhiro |
| | 移植・内分泌外科学 Transplantation and Endocrine Surgery | |
| | 心臓外科学 Cardiac Surgery | 教授 Prof. 碓氷 章彦 Usui, Akihiko |
| | 呼吸器外科学 Thoracic Surgery | 教授 Prof. 芳川 豊史 Yoshikawa, Toyofumi |
| | 小児外科学 Pediatric Surgery | 教授 Prof. 内田 広夫 Uchida, Hiroo |
| | 泌尿器科学 Urology | |
| 運動・形態外科学 Musculoskeletal and Cutaneous Surgery | 整形外科 Orthopaedics | 教授 Prof. 今釜 史郎 Imagama, Shiro |
| | リウマチ学 Rheumatology | |
| | 人間拡張・手の外科学 Human Enhancement & Hand Surgery | 教授 Prof. 平田 仁 Hirata, Hitoshi |
| | 皮膚科学 Dermatology | 教授 Prof. 秋山 真志 Akiyama, Masashi |
| | 形成外科学 Plastic and Reconstructive Surgery | 教授 Prof. 亀井 譲 Kamei, Yuzuru |
| 生体管理医学 Biomedical Regulation | 麻酔・蘇生医学 Anesthesiology | 教授 Prof. 西脇 公俊 Nishiwaki, Kimitoshi |
| | 臨床感染統御学 Infectious Diseases | 教授 Prof. 八木 哲也 Yagi, Tetsuya |
| | 救急・集中治療医学 Emergency and Critical Care Medicine | 教授 Prof. 松田 直之 Matsuda, Naoyuki |
| 病態医療学(協力) Clinical Management Medicine | 手術医療学 Operation Medicine 病院 手術部 | |
| | 細胞治療医学 Cell Therapy Medicine 病院 輸血部 | 教授 Prof. 松下 正 Matsushita Tadashi |
| | 病理組織医学 Anatomical Pathology 病院 病理部 | |
| | 光学医療学 Diagnostic and Therapeutic Endoscopy 病院 光学医療診療部 | |
| | 放射線医療学 Clinical Radiology 病院 放射線部 | |
| (情報) | 画像情報診断・工学 Diagnostic Medical Image Processing | 教授 Prof. 森 健策 Mori, Kensaku |

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|---|---|---|
| 発育・加齢医学 Medicine in Growth and Aging | 小児科学 Pediatrics | 教授 Prof. 高橋 義行 Takahashi, Yoshiyuki |
| | 発達・老年精神医学 Developmental and Geriatric Psychiatry | |
| | 地域在宅医療学・老年科学 Community Healthcare and Geriatrics | 教授 Prof. 葛谷 雅文 Kuzuya, Masafumi |
| | 産婦人科学 Obstetrics and Gynecology | 教授 Prof. 梶山 広明 Kajiyama, Hiroaki |
| | 総合診療医学 General Medicine | |
| 周産母子医学(協力) Maternal and Perinatal Care | 周産母子医学 Maternal and Perinatal Care 病院 周産母子センター | |
| 親と子どもの精神医学(協力) Psychiatry for Parents and Children | 親と子どもの心療学 Psychiatry for Parents and Children 病院 親と子どもの心療科 | |
| 総合管理医学 Comprehensive Ambulatory Medicine | 総合医学教育学 Medical Education 医学部附属総合医学教育センター | 教授 Prof. 錦織 宏 Nishigori, Hiroshi |
| | 医療の質・患者安全学 Quality and Patient Safety 病院 医療の質・安全管理部 | 教授 Prof. 長尾 能雅 Nagao, Yoshimasa |
| | 国際医学教育学 International Medical Education 国際連携室 | 教授 Prof. 粕谷 英樹 Kasuya, Hideki |
| | 臨床研究教育学 Clinical Research Education | |
| 総合小児医療学(連携) | 総合小児医療学 Comprehensive Pediatric Medicine | 連携教授 Adjunct Prof. 伊藤 浩明 Ito, Komei |
| | | 連携教授 Adjunct Prof. 鬼頭 浩史 Kitoh, Hiroshi |

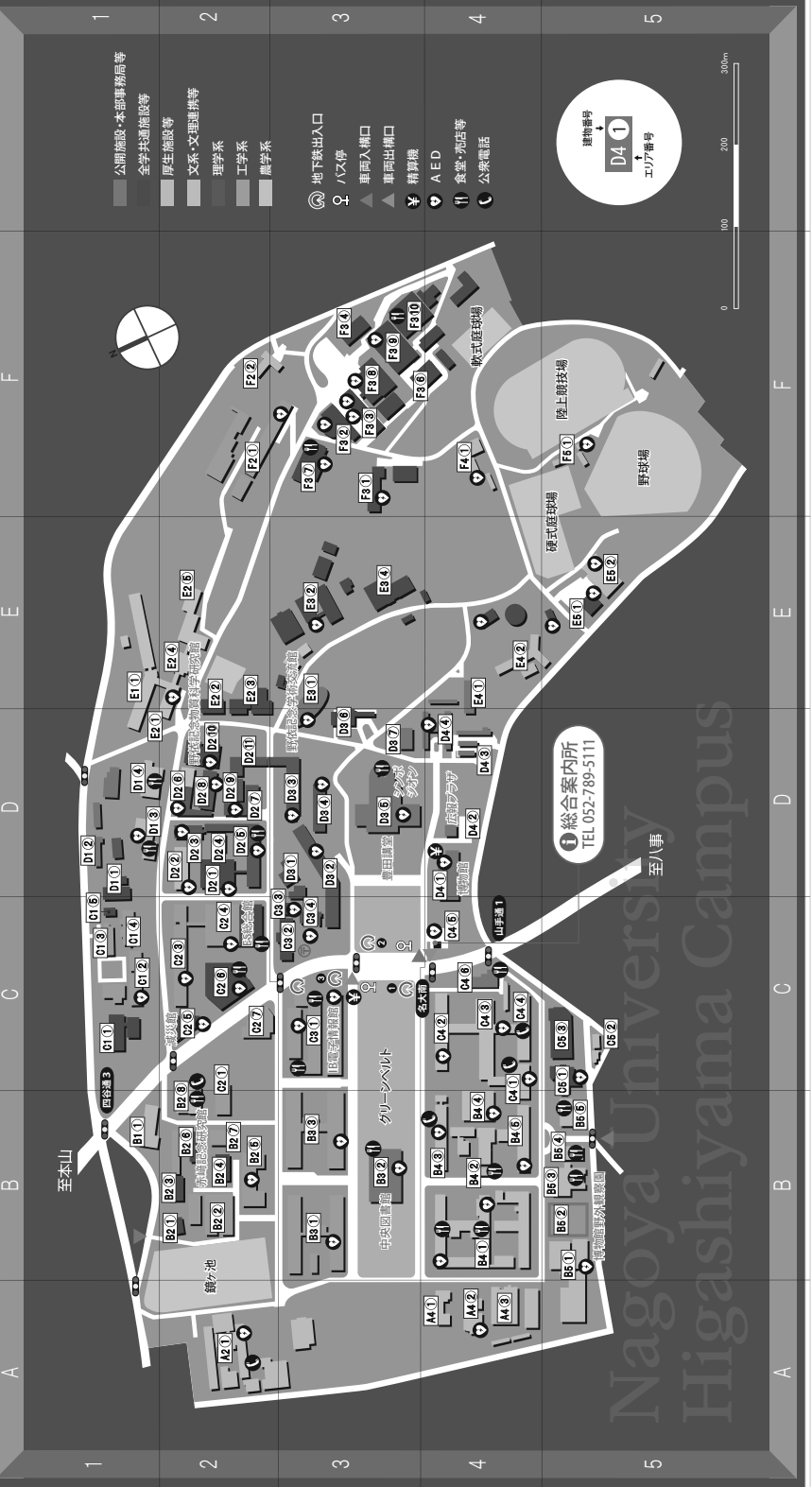
統合医薬学領域

| 大講座名 Field | 専門分野 Division | 担当教授 Professors |
|------------|--|------------------------------------|
| 分子医薬学 | 薬物動態解析学 Molecular Pharmacokinetics 環境医学研究所 | 教授 Prof. 澤田 誠 Sawada, Makoto |
| | 分子機能薬学 Molecular Pharmaco-Biology 環境医学研究所 | 教授 Prof. 益谷 央豪 Masutani, Chikahide |
| | トキシコゲノミクス Toxicogenomics | |
| 臨床医薬学 | 医療薬学 Neuropsychopharmacology and Hospital Pharmacy | 教授 Prof. 山田 清文 Yamada, Kiyofumi |
| | 化学療法学 Clinical Oncology and Chemotherapy | 教授 Prof. 安藤 雄一 Ando, Yuichi |
| | 生物統計学 Biostatistics | 教授 Prof. 松井 茂之 Matsui, Shigezuki |

※この表は、2021年4月1日現在のものである。

本研究科との協定機関

| | |
|--------------------------------|--|
| ・名城大学 | 客員教授 Visiting Prof. 野田 幸裕 Noda, Yukihiro |
| | 客員教授 Visiting Prof. 岡本 浩一 Okamoto, Hirokazu |
| | 客員教授 Visiting Prof. 灘井 雅行 Nadai, Masayuki |
| ・大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 生理学研究所 | |
| ・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 | 客員教授 Visiting Prof. 藤原 康宏 Fujiwara, Yasuhiro |
| | 客員教授 Visiting Prof. 宇山 佳明 Uyama, Yoshiaki |
| ・大学共同利用機関法人 情報システム研究機構 統計数理研究所 | 客員教授 Visiting Prof. 藤澤 洋徳 Fujisawa, Hironori |
| | 客員教授 Visiting Prof. 吉田 亮 Yoshida, Ryo |
| ・ノバルティス ファーマ株式会社 | 客員教授 Visiting Prof. 原 健記 Hara, Takeki |
| | 客員教授 Visiting Prof. 廣瀬 徹 Hirose, Toru |
| | 客員教授 Visiting Prof. 大山 尚貢 Oyama, Naotsugu |



教養教育院
B4.1 全学教育棟本館
E1.1 全学教育棟A館
E1.1 アジアセラティキャンパスバス学院
E1.1 本部3号館
E1.1 本部5号館

高等研究院
F2.2 高等総合研究室
F2.2 高等総合研究室

トランスオーム・マテリアル生命科学分子研究所
D2.1 ITBM

総合保健体育科学センター
E1.1 総合保健体育科学センター
E1.1 総合保健体育科学センター
E1.1 総合保健体育科学センター
E1.1 健康管理室

未来社会創造機構
F2.0 ナソガリハイバーコンポジット(NIC) **F3.0** グリーンハイテク材料研究施設

アジア共創教育研究機構
D4.3 法・経本館共用館
D4.3 ES総合館

素粒子宇宙起源研究所
D2.4 ES総合館

附属研究所・全国共同利用施設
F8.2 環境医学研究所
F8.2 宇宙地球環境研究所(研究所共同) **D4.1** 宇宙地球環境研究所(研究所共同) **D4.1** 宇宙地球環境研究所(研究所共同) **D4.1** 宇宙地球環境研究所(研究所共同)
F8.0 未来材料システム研究所(研究所共同) **D1.1** 未来材料システム研究所(研究所共同) **D1.1** 未来材料システム研究所(研究所共同) **D1.1** 未来材料システム研究所(研究所共同)
D1.1 超高圧電子顕微鏡施設 **F8.0** 〃 (総合研究実験棟)
D1.1 〃 (エナジー変換エレクトロニクス実験棟) **F8.0** 〃 (エナジー変換エレクトロニクス実験棟)
D1.1 情報基礎センター

学内共同教育研究施設等
その他教育研究施設

D1.2 大学文庫資料室(本部別館) **D1.2** 男女共同参画センター(本部別館)
M.1 龍が崎(龍ヶ崎)パビリオン(全学事務棟) **B4.1** アビリティ(支援センター(全学教育棟本館))
B4.1 高等教育研究センター(CS系総合館) **B4.1** 心の発達支援センター(教育学部本館)
D2.4 連立予実験施設(理学部F館) **D2.4** シンクロ放射線センター(工学部5号館)
D2.1 環境教育センター(工学部F館) **F2.1** 細胞生化学研究センター(工学部6号館)
E1.1 農学国際教育研究センター(農学部A館) **E2.1** 効率的エネルギー基盤研究施設
E1.1 赤崎記念センター(赤崎記念研究) **E1.1** 芽生センター(種・細胞培養) **E1.1** 種・細胞培養施設
E1.1 災害対策センター(防災) **E1.1** 防災連携研究センター(防災)
E1.1 国際教育交流センター(国際棟) **E1.1** 国際言語センター(国際棟)
E1.1 法政教育センター(法政) **E1.1** 法政教育センター(法政)
E1.1 学生相談センター(学生支援棟) **E1.1** キャリアサポートセンター(学生支援棟)
E1.1 生物機能材料利用研究センター
E1.1 ナソガリハイバーコンポジットセンター

産学連携共同施設
E2.0 インキュベーション・ラボラトリー
E2.0 ナソガリハイバーコンポジット(NIC)

スポーツ関連施設
B6.1 体育館・屋内プール
F4.1 体育合宿所
F4.1 総合運動場複合棟

食堂・売店等
B2.2 スターバックス(中央図書館)
B4.1 プラン(全学教育棟本館)
D2.6 クレイズカフェ(理学部F館)
E2.4 シェジョー(E5総合館)
F2.1 ラビショップ(創薬科学研究館)
B4.2 **B6.1** アカミート
B6.1 南野生食
B6.1 アメニティ
D1.3 フォレスト
D1.3 カフェLANC(ジェンダー・ライブラリ) **F8.10** Cafe de MONCIRRE(C-TECS)

その他
B1.1 学生会館
E4.2 インターナショナルレジデンス東山
F2.2 リサーチ・スペースレジデンス東山

工学部・工学研究科
D2.4 ES総合館
B2.6 1号館
B2.6 3号館
F2.1 5号館
F2.1 6号館
F2.1 8号館北棟
F2.1 9号館
B2.7 機械科学実験棟
B2.7 オークマーク工場機械工学館

農学部・生命科学研究科
E1.1 A館
E2.6 B館
E2.1 管理棟

国際関係研究科
D4.1 国際関係棟

多元数理科学研究科
D2.3 多元数理科学棟

環境科学研究科
D2.2 環境総合館
E4.4 ES総合館
F3.1 環境共用館

創薬科学研究科
F3.7 創薬科学研究館

文学部・人文学研究科・文学研究科・国際言語文化研究科
B4.3 文学部本館
B4.1 全学教育棟本館
B4.1 国際関係棟
B4.6 教育学部本館

教育学部・教育発達科学研究所
B4.6 教育学部本館

法学部・法学研究科
B4.4 法学部・法学研究科(法・経本館共用) **B6.6** 法科大学院(7メニハイウス)
B5.3 アジア法交流館

経済学部・経済学研究科
B4.2 経済学部・経済学研究科(法・経本館共用)

情報学部・情報科学研究科・情報文化学部・情報科学研究科
B4.3 情報科学研究棟
B6.1 IB電子情報館
D2.0 ナソガリハイバーコンポジット(NIC)

理学部・理学研究科
B3.2 A館
D2.10 C館
D2.6 D館
D2.6 E館
D2.3 G館
D2.6 理農館
D2.6 理学館
D2.6 理化学館

総合案内所
D4.6 総合案内所
D4.1 博物館(古川記念館)
B3.2 附属図書館(中央図書館)
B2.6 赤崎記念研究所
D2.6 被災館

コンベンション施設
D2.6 豊田講堂・シンポジウム
B4.4 カンファレンスホール(文系総合館)
D2.7 坂田・平田ホール(理学館)
D2.1 大講義堂(IB電子情報館)
D2.7 オアスマスホール(ワークマ工場機械工学館)

本部事務局
D4.7 本部1号館
D4.3 本部3号館
D4.1 本部4号館
D4.1 国際関係棟
D2.0 ナソガリハイバーコンポジット(NIC)

部局事務局
B4.4 文系事務局(文系総合館)
D2.10 理学部事務局(多分館) **D2.10** 情報科学研究科事務局(全学教育棟本館)
D2.10 工学部・工学研究科事務局(IB電子情報館) **E2.1** 工学部・工学研究科事務局(理学部F館)
D2.2 農学部・生命科学研究所事務局(理学部F館)
D2.2 環境科学研究科事務局(環境総合館) **F3.7** 創薬科学研究科事務局(創薬総合館)
F3.3 研究所事務局(研究所共同) **B1.1** 附属図書館事務局(中央図書館)



名古屋大学
NAGOYA UNIVERSITY

名古屋大学鶴舞キャンパス配置図

- R：(基礎医学研究棟別館)**
 5F 医真菌
 4F 実習室2(生化学、微生物学、免疫学、法医学)
 3F 実習室1(生理学、薬理学) / 修士講義室
 2F 組織・病理学実習室 / サテライト・ラボ
 1F 解剖センター / 法医解剖室

- G：(基礎医学研究棟)**
 4F 第3講義室・第4講義室
 3F 寄附講座
 メカノバイオオロジーラボ
 第1講義室
 第2講義室
 301・302セミナー室
 共同研究室
 健康栄養医学
 寄附講座
 メカノバイオオロジーラボ
 国際連携室 / 消化器内科学
 神経内科学 / 腎臓内科学
 201～212セミナー室
 学生研究会
 1F 学務課
 (学部・大学院)
 保健管理室
 会議室1 / 会議室2
 生協購買部 / 生協印刷部
 更衣室(ロッカー室)・1・2

- L：(医系研究棟 1号館)**
 13F 皮膚科 / 形成外科 / 小児外科
 12F 整形外科 / リウマチ科 / 耳鼻いんこう科
 11F 眼科 / 歯科口腔外科
 10F 精神科 / 脳神経外科
 9F 消化器内科 / 腎臓内科 / 神経内科
 8F 放射線科 / 臨床感染制御学 / 化学療法部
 7F 血液内科 / 循環器内科 / 臓器病態診断学
 6F 呼吸器内科 / 糖尿病・内分泌内科 / 老年内科
 5F 産婦人科 / 小児科
 4F 泌尿器科 / 麻酔科
 3F 消化器外科 / 血管外科 / 心臓外科
 2F 消化器外科二 / 移植外科
 1F 乳腺・内分泌外科 / 救急・集中治療医学
 総合診療科 / 薬剤部
 コンビニエンスストア
 BF 手の外科 / 会議室

- M：(医系研究棟 2号館)**
 7F 国際保健医療学・公衆衛生学
 環境労働衛生学 / 呼吸器外科学
 医療行政学(YLP)
 6F 予防医学 / 細胞生理学 / 統合生理学
 5F 分子腫瘍学
 4F 神経情報薬理学 / 分子病原細菌学
 3F 分子生物学 / 分子細胞化学
 ウイルス学
 2F 生体反応病理学 / 腫瘍病理学
 分子細胞学 / 機能組織学 / 細胞生物学
 1F 法医学・生命倫理学

- N：(医系研究棟 3号館)**
 10F 先端医療・臨床研究支援センター
 寄附講座 / プロジェクティブスペース
 脳とこころの研究センター
 8F 別化医療技術開発講座 / 癌免疫治療
 寄附講座 / プロジェクティブスペース
 免疫性神経疾患治療学 / 消化器内科
 トキコウケノミクス / 生物統計学
 プロジェクティブスペース
 リーディング大学院推進室
 RWDCサテライト / システム生物学
 化学療法部(がんプロ) / 心臓外科
 糖尿病・内分泌内科 / 法医学・生命倫理学
 ライブラリ / プロジェクティブスペース
 6F 名古屋大学メード協同研究
 ヘルリサーチセンター-産婦人科産学協同研究
 健康栄養医学 / 神経内科
 ベルリサーチセンター-産婦人科産学協同研究
 5F 神経疾患・腫瘍分子医学研究センター
 医学教育研究支援センター(分析機器部門)
 知財・技術移動グループ(鶴舞サテライト)
 ウェルビーイング推進室 / 理工連携推進室
 Philips包括ケア推進室 / 協同研究部門
 医学教育研究支援センター(分析機器部門)
 4F 組織・病理実習室 / 解剖教育施設
 2F 解剖教育施設
 1F アイノーツ総合センター分館 / 設備室
 B1F アイノーツ総合センター分館 / 設備室

- Y：(新外来診療棟)**
 4F メディカルITセンター
 病歴管理室
 事務部
 (経理課
 施設管理グループ
 人事労務グループ)
 (経営企画課)

T：厚生施設

- 3F 産科・婦人科
 泌尿器科
 歯科口腔外科
 皮膚科
 形成外科
 外科・麻酔科
 第2手術室
 精神科
 親と子どもの診療科
 小児科
 小児外科
 耳鼻いんこう科
 内科・放射線科
 1F 薬剤部
 外来・入院窓口
 待合室
 眼科
 脳神経外科
 整形外科
 リウマチ科
 手の外科

A：中央診療棟A

- 7F 看護部 / 事務部 / 会議室
 6F 外科系集中治療部 / 救急・内科系集中治療部
 先端医療・臨床研究支援センター
 手術部 / チャート講習室
 医療の質・安全管理部 / 先端医療・臨床研究支援センター(透析室)
 総合周産期母子医療センター / 血液浄化部(透析室)
 臨床工学技術部 / 中央材料室
 検査部(内視鏡洗浄室・検体検査等)
 2F 中央感染制御部(ICT) / 輸血部 / 病理部 / 講堂
 検査部(遺伝子・検体検査・微生物検査・各病理検査室)
 放射線部(MRI検査室) / 光学医療診療部
 栄養管理部(栄養食事指導室)
 中央採血室 / 広場ナディック / リハビリ広場
 リハビリテーション部(言語療法室) / つくく文庫
 1F 総合診療科 / 外来化学療法室 / 救急科
 防災センター / 放射線部(X線撮影室)
 卒後臨床研修・キャリア形成支援センター
 時間外診療受付
 B1F 放射線部(7アイノーツ検査室・放射線治療室)
 先端医療・臨床研究支援センター

B：中央診療棟B

- 14F レストラン
 13F 消化器外科 / 全科共通病室
 12F 血液内科 / 消化器内科
 11F 消化器内科
 10F 腎臓内科 / 泌尿器科
 9F 耳鼻いんこう科 / 形成外科
 8F 会議室 / 職員休憩室
 7F 乳腺・内分泌外科 / 脳神経外科
 6F 血管外科 / 歯科口腔外科 / 皮膚科
 5F 小児科
 4F 産科 / 総合周産期母子医療センター
 3F 放射線科 / 心臓外科
 2F 呼吸器外科 / 麻酔科 / RI治療室
 1F 精神科 / 親と子どもの心療科
 0F 精神科 / 薬剤部
 栄養管理部 / 給食施設

W：西病棟

- 14F レストラン
 13F 消化器外科 / 全科共通病室 / 喫茶店
 12F 循環器内科 / 糖尿病・内分泌内科
 11F 呼吸器内科 / 総合診療科
 10F 神経内科 / 老年内科
 9F 眼科 / 形成外科
 8F 整形外科 / リウマチ科 / 手の外科
 7F 消化器外科一
 6F 消化器外科二 / 移植外科
 5F 小児外科 / 整形外科
 4F 婦人科
 3F 血液内科 / 化学療法部 / 中央感染制御部
 2F リハビリテーション部
 1F 防災センター / 警務員室
 郵便局・ゆうちょ・銀行ATM
 入退館受付 / レストラン
 コンビニエンスストア
 理髪店 / 自動販売機コーナー

V：東病棟

- 14F 浴室 / 会議室
 13F 消化器内科 / 全科共通病室
 12F 血液内科 / 消化器内科
 11F 消化器内科
 10F 腎臓内科 / 泌尿器科
 9F 耳鼻いんこう科 / 形成外科
 8F 会議室 / 職員休憩室
 7F 乳腺・内分泌外科 / 脳神経外科
 6F 血管外科 / 歯科口腔外科 / 皮膚科
 5F 小児科
 4F 産科 / 総合周産期母子医療センター
 3F 放射線科 / 心臓外科
 2F 呼吸器外科 / 麻酔科 / RI治療室
 1F 精神科 / 親と子どもの心療科
 0F 精神科 / 薬剤部
 栄養管理部 / 給食施設

X：特殊病棟

- Z：オアシスキューブ
 (コンビニなど)

